

ロシアの地方都市における自治制度

Понятие, принципы и структура местного самоуправления в России



財団法人 自治体国際化協会

はじめに

1991 年のソビエト連邦崩壊後、ロシアは社会主義体制から自由主義体制へと国家の基本制度を転換し、地方自治制度においても新たな取り組みがなされている。

また、これを契機に、日本とロシアの姉妹都市提携数は 40 件に達し、世界で 10 番目に位置づけられるなど、両国の地方公共団体の交流は活発となってきている。

しかしながら、ロシアの地方自治制度について総合的に紹介するとともに、最近の動向等についても言及された文献は残念ながら少ない。

このような状況を踏まえ、ロシアの地方自治制度について取りまとめることとし、平成 15 年 6 月には、89（2005 年より 88 に再編）ある連邦構成主体のうち極東に位置する「サハリン州」、「沿海地方」、「ハバロフスク地方」及び「サハ共和国」の地方自治制度について紹介する「ロシア極東の地方自治」を刊行した。また、平成 16 年 8 月には、ロシア連邦の首都であり、連邦構成主体の一つでもある「モスクワ市」の地方自治制度について紹介する「ロシアの地方自治－モスクワ市における自治制度－」を刊行した。

本書は、これらに引き続き、筑波大学助教授 中村 逸郎 先生にお願いし、ロシアの地方自治を概観するとともに、「イルクーツク市」、「ハバロフスク市」及び「ウラジオストク市」の地方自治制度について取りまとめたものである。なお、ロシア連邦法「ロシア連邦における地方自治の一般原則について」を参考資料として掲載している。

中村先生におかれては、多大なる御尽力をいただき、本書の刊行に当たり、改めて厚く感謝の意を表したい。

本書が、地方自治体関係者やロシアの地方自治に関心を持つ方々によって御活用いただけることを心から祈念している。

平成 17 年 9 月

財団法人 自治体国際化協会
理事長 紀内 隆宏

目 次

第1章 プーチン大統領の地方支配	1
1. 大統領全権代表者の任命	1
2. 地方政府首長の任命制	2
第2章 地方自治の法律上の位置づけ	6
1. 憲法のなかの規定	6
2. 地方自治体の種類と構造	7
第3章 連邦政府・連邦主体・地方自治体の権限関係	9
1. 連邦政府の専権事項	9
2. 中央政府と地方政府の共同権限	9
3. 地方政府の専権事項	10
第4章 連邦と地方の財政関係	11
1. ソ連崩壊後の混乱	11
2. 連邦条約の締結にむけて	11
3. 連邦財務関係の不安定化	12
4. 連邦政府からの財政支援	13
第5章 イルクーツク市の地方自治制度	15
1. 自治体としての専権事項	15
2. 市長の選出と権限	17
3. 市立法機関	19
4. 地区機関	19
5. 市財政の現状	20
第6章 ハバロフスク市の地方自治制度	21
1. 自治体としての専権事項	21
2. 市長の選出と権限	22
3. 市立法機関	23
第7章 ウラジオストク市の地方自治制度	27
1. 自治体としての専権事項	27
2. 市長の選出と権限	28
3. 市立法機関	29
4. 地区機関	30
5. 市財政の現状	30
《参考資料》	
ロシア連邦法「ロシア連邦における地方自治の一般原則について」	32
国家議会の採択 2003 年 9 月 16 日	
連邦会議の採択 2003 年 9 月 24 日	
イルクーツク市関係者名簿	68
ハバロフスク市関係者名簿	76
ウラジオストク市関係者名簿	79

ロシアの地方都市における自治制度

ロシア連邦を構成する 88 連邦主体（共和国、州など）の一つである北オセチア共和国のベスラン学校をチェチェン独立派のテロリストが占拠する事件があったのは、2004 年 9 月 1 日であった。この日を境にして、ロシアはプーチン大統領（以下、敬称略）による中央集権化が決定的に加速することになった。「統一ロシア」を掲げ、保安と治安を強化する政策に乗り出している。

地方政府首長は今後、大統領による任命制に段階的に移行することになり、その下位に位置する地方自体にたいしても連邦政府の政治圧力が強まることになる。地方自治体は本来、連邦機構と並存する自立的な権限を有することが法律上の規定となっているが、その実態は形骸化の様相を濃くしている。テロリストの活動がロシア全土に拡大するなかで、プーチンはいずれとの全面対決を宣言している。プーチンはテロリスト対策を通じて、大統領権限を強化しているのである。

第1章 プーチン大統領の地方支配

1. 大統領全権代表者の任命

多民族国家のロシア連邦は、共和国や州などの 88 連邦主体（地方政府）から構成されている。エリツィン時代には、連邦政府がこれらの地方政府と個々に連邦条約を締結し、中央と地方の権限を分割した。権限分割協定といっても形式的な内容であり、発生する具体的な問題にたいして連邦条約はほとんど意味をもたなかった。

いくつかの地方政府は連邦条約の曖昧さを利用して中央政府から自立性を拡大し、連邦主体が制定する法令の 20 パーセントが連邦の憲法や法律に抵触しているといわれた。中央と地方の関係は権限をめぐる緊張するだけでなく、政局の裏舞台でさまざまな政治的な取引が行われた。

エリツィン時代の連邦体制では統一的な運営というよりも、地方ごとに中央政府との関係が異なった。エリツィンは地方政府の突出を抑え込むために各連邦主体に大統領代表者を配置したが、現実にはほとんど機能をはたさなかった。

混沌とした状況のなかで、プーチンは求心力を回復するために本格的な地方改革に着手した。プーチンは大統領に就任後の 2000 年 5 月 13 日、地方への支配を強化する大統領令を発表した。緩んだ統制力を強めるのがねらいである。ロシア全土を七つの連邦管制区に分類し、大統領が任命する全権代表者が地方の動向を監視する。

じつは連邦管区の区分けは、七つの軍管区に合わせられた。つまり軍の組織に重ねるような形で大統領の地方支配が敷かれ、その大統領全権代表者には官僚よりも軍人を多く抜擢した。プーチンの意図は、軍組織のような規律のある指揮系統を全土に及ぶ連邦機関にも求めることにある。

大統領の政策を、地方の末端にもいき届く上意下達の実行を徹底しようというのである。加えて軍人は官僚よりも腐敗しにくいと考えられており、外国からの資金流入をより効率的に監視するために、13 の関税事務所も軍管区に統合されて七つとなった。こうして、

各連邦管区において大統領全権代表者が勤務する中心地は、大統領が地方を統轄する政治的、軍事的、さらには対外活動の拠点となった。

大統領全権代表者は、大統領の意思の忠実な遂行者として地方を支配することが期待された。大統領令によれば全権代表者は、ロシア連邦の憲法や法律に違反する決定が管区内の連邦主体で採択された場合、それらの法令の効力停止にかんする動議を大統領に提出することができる。

そしてとりわけ重要な仕事は、大統領令や連邦政府の決定、人事政策が各連邦管区内で確実に執行されるように監督することである。たんに反大統領勢力を締め出すだけではなく、中央政府の決定にたいする地方政府の怠慢な対応にも厳しく目を光らせるのである。

地方政府の法令が連邦の憲法や法令に明白に抵触するケースは別にして、多くの場合は解釈によって違憲の判断は微妙にわかれる。しかも、地方の実情をよく知らずに全権代表者として派遣された軍人が、複雑な法律問題や地方予算について適切な意見をいえる余地はほとんどない。実際には地方役人に押しきられるケースが多く、全権代表者がかかわることのできる問題はそんなに多くはない。

プーチンは統一国家を推進することを目標に全権代表者に絶大な権限を付与したが、その存在は形骸化してしまっている。全権代表者を地方に配置することによってプーチンは求心力を強めようとしたが、皮肉にも全権代表者が実質的に活動できる分野がほとんどないために、大統領自身の存在感が地方役人にとって軽く感じられるようになってしまった。

現実には全権代表者の建物は地方における住民面会所になっており、全権代表者がプーチン宛の直訴を受け付けている。住民たちは地方政府の役人たちに陳情しても埒があかなかったり、問題解決にあたって賄賂を求められたりすることが多く、かれらの不満は大きくなっている。

地方に行けばいくほど、住民の閉塞感は深刻で、その突破口としてのロシア大統領の存在が大きくなる。住民にとって地方役人を抑え込むことのできるのは、プーチンだけである。実際に住民は大統領宛の直訴状のコピーを、心理的な圧力をかける目的で対応した地方役人にも送りつけている。もちろん住民がモスクワまで直訴状を運ぶことは資金の面で困難であり、そこでかれらの立場からすれば大統領にもっとも近い全権代表者に直訴状を手渡すことになる。

2. 地方政府首長の任命制

プーチンは連邦管区制を発足させ、大統領全権代表者を各地に配置したが、結果的に支配の強化と成果を生んでいない。こうした状況下でプーチンは2004年9月13日、地方政府の首長を集めた会議を開催し、地方支配を実質的に強化するための踏み込んだ改革案を発表した。

連邦主体の首長は有権者の選挙で選ばれていたが、プーチンの改革案では「大統領の指名に基づいて地方の立法機関が選出する」ことになる。大統領が首長の候補者を提案し、地方議会が採決する。形式的には大統領が提示する候補者を地方議会が否決することも可能であり、大統領による任命制の完全な導入と言い切れない余地を微妙に残している。

ただ問題は大統領が指名した候補者を地方議会が否決した場合、大統領がその議会の解散権を握るかどうかである。住民の選挙で選ばれた議員から構成される地方議会と大統領の関係は今後、注目しなければならない要点となる。

もう一点補足しておくならば、連邦議会の上院は地方政府の長と地方議会の議長から構成されている。地方政府の長が大統領の任命に移行すれば、その長が上院のメンバーになる。選挙で選ばれていない人物に、議会の議決権が付与されることがはたして可能なのかという意見があがっている。

プーチンの改革案は地方首長の官僚化であり、腐敗の温床となる選挙運動を根絶することになる。少なくとも四年に一度の頻度で首長選挙が実施され、その過程で外国企業も巻き込んで激しい選挙戦が展開される。この背景には外国からの投資が地方にまで及んでいることがある。1998年ごろまではモスクワ市などのロシア北西部の大都市に集中したが、しだいにその対象地域が拡大し、ウラルやシベリアにまで延びている。2003年の外国からの投資額は、8年前の10倍にまで膨らんでいる。首長の指名制に移行すれば地方におけるかれの政治権力の独占は切り崩される可能性があり、かれらと新興企業の不透明な経済活動はいくらか弱まるのかもしれない。

地方ではたらくビジネスマンは、任命制をどのように考えているのであろうか。何人かの声を以下に紹介しよう。

アレクセイ・プレーシェフ「知事の任命というのは、わたしたちにとっては望ましいことです。たとえば税金の例をあげると、地方政府は自分たちの税法を制定しますが、それはしばしば連邦法に抵触しています。言葉を換えれば、ロシア国内にあっても地方によって税制が異なっています。知事にはなにかメリットがあるのでしょうか、全土に広がるビジネスを手がけているわたしたちにとっては最悪の状況です」。

ミハイル・シルシォーフ「強い国家権力の誕生は、ロシアに必要なことです。なにか大規模な計画を実施するのに、こうした権力は欠かせません。なかでも農業にとっては大統領に近い人が知事に任命されるというのは好ましいことであり、そのような政治家はきっと地方の農業を救ってくれます」。

ヴァレンティン・ズヴェリョーフ「ビジネスが必要としているのは、知事が誠実でしっかりした意見をもっていることです。そんな知事こそが州経済を安定化させ、公正なビジネス活動を保障するのです。だから、知事が任命されるのか、それとも選挙で選ばれるかは二次的な問題なのです」。

知事の選出方法よりも人物しだいという意見があるが、全体的には国内統一市場の誕生への期待から、知事の任命制にたいする肯定的な意見が多数を占めている。

ところでプーチンが知事任命制の導入という改革案を発表した先の会議が、2004年9月1日に北オセチア共和国で発生したチェチェン・テロリストによる学校襲撃事件から二週間後に開催されており、テロ事件がロシア国家の中央集権化を招くことになったという指摘がある。

だが実際は、その逆であるといえる。プーチンには大統領就任後から統一国家の強化という基本方針があり、テロ事件はその方向を加速化する契機であったにすぎない。大統領

による地方首長の指名という改革案はテロ事件のまえから検討されており、テロ事件はその公表が早まっただけにすぎない。

地方政治家の多くはプーチンの提案を「上からの指令」と理解しており、積極的に反対しようとしていない。もっとも賛成を大きな声で唱える人も少なく、地方政府は従来ほどモスクワからの自立性を追求できない面がある。しかし大統領の意向を汲めば、首長は任期なしにポストに居座ることができる。

利権が少なくなるかもしれないが、大量の資金をつぎ込む選挙運動を組織する必要がなくなる。プーチン改革案に基づく法改正は早くても 2006 年に実施が予定されている州知事選挙に間に合うように行われ、2008 年までに連邦主体の 7 割以上で地方政府首長が大統領の指名制のもとで誕生することになる。

ではプーチンの改革案を、民衆はどのように見ているのであろうか。ある世論調査の結果では、大統領案を「支持する」は 55 パーセントで過半数を超えているのにたいして、「支持しない」は 36 パーセントである。

じつは、地方政府首長の公選制が導入されたのはソ連時代の末期のことである。ソ連時代は首長にあたる地方ソビエト執行委員会議長は代議員大会で選出され、実際上の地方支配者であった地方共産党委員会第一書記は上級党機関の任命であった。

そうしたなかで最初に首長が住民の直接選挙で選ばれたのは、1991 年 6 月である。ソ連全土で実施されたのではなくモスクワ市長、サンクト・ペテルブルグ市長、タタール共和国大統領に限られた。残りの地方ではエリツィン大統領の任命制に基づいていたが、段階的に公選制が拡大していった。1993 年までに四分の一にあたる 21 の地方政府で公選制が導入され、1995 年までにほとんどの地域で実現した。

ただし選挙法が整備されていなかったために、公選制を実施するにはクレムリンの許可が必要であり、最終的には大統領令で公選制の適用が認められた。地方政府首長の公選制にかんする連邦の法律が採択されたのは 1999 年 10 月であり、ダゲスタン共和国をのぞくすべての地方で選挙が実施された。

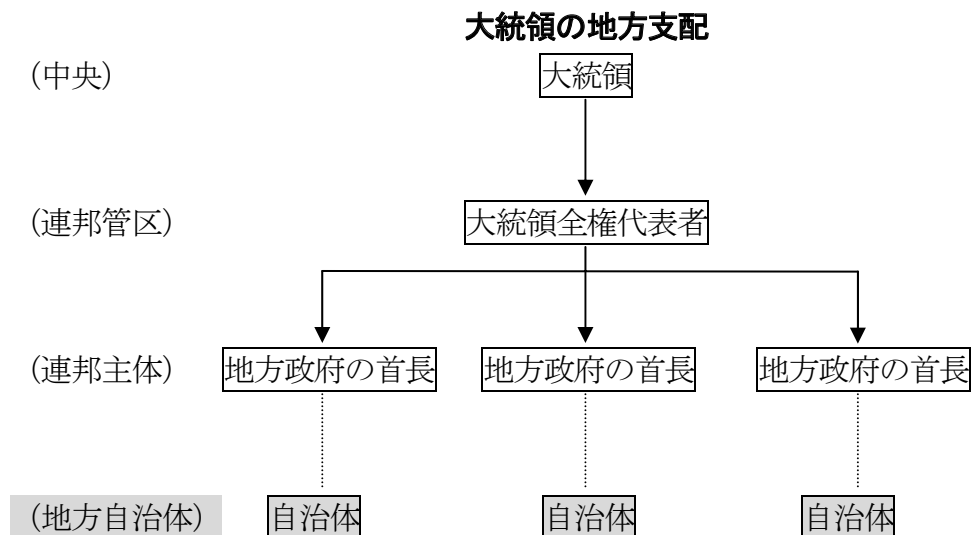
そのダゲスタンでも共和国憲法の改正が採択され、2006 年に公選制を採用することになった。このように首長の公選制はこの 13 年間で少しずつ普及してきたのであるが、プーチンが行った任命制の提案はまさにその流れに逆流するものである。

ところでプーチンの改革案では地方政府首長の指名制がもっぱら注目されているが、見逃してはならないのは大統領の政策が確実に社会の末端まで届くことに主眼が置かれていることである。大統領が指名する首長にたいして、地方政府の下位に位置する自治体への支配を強めるように求めている。

プーチンの発言を紹介すれば、「地方政府の役職者は自治体が担う住民対策の仕事を支援し、自治体との密接な相互関係を構築しなければならない。自治体がしっかり活動するように大きな影響力を行使」できるという。だが、プーチンの改革案はロシア憲法と抵触する可能性がある。

自治体は憲法上、連邦機構（連邦政府と地方政府）と並存し、本来は連邦政府からだけではなく地方政府からの自立性も保障されていなければならない。プーチンの政策のねら

いは、「中央と地方は統一的な権力機構を構成し、わたしたちは統一体のなかで活動する」ことである。この「地方」ということばが、自治体も含んでいるのは間違いない。言い換えるならば、自治体も含む「すべての資源を動員する」中央集権国家を樹立しようというのである。



第2章 地方自治の法律上の位置づけ

1. 憲法のなかの規定

地方自治はロシア連邦憲法が制定する国家原則の一つを構成し、国民による権力実現の形態と規定されている。その実現は、ロシア連邦憲法と連邦法で制定されている範囲内で保障され、住民の自己責任に基づく自発的な決定が直接、または地方自治体をとおして地域の歴史と伝統を考慮に行われる。

ロシアにおける地方自治はロシア憲法で地方自治体の権利として認められているだけでなく、全国的な規模で憲法的な意義を有するものと規定されている。ロシア憲法のなかに盛り込まれている地方自治の原則には、つぎのような事項が含まれている。

- 憲法的な制度と国民権力の一つの実現形態としての地方自治（「ロシア憲法」第3条、第8条、第9条、第12条）
- 人間および市民としての法的な規定としての地方自治（「ロシア憲法」第18条、第24条、第32条、第33条、第40条）
- 公的権力としての地方自治の組織化と機能（「ロシア憲法」第130条、第131条、第132条、第133条）
- 地方自治問題における連邦政府と地方政府の権限分割にかんする制度（「ロシア憲法」第720条、第73条）

このようなロシア憲法上の地方自治にかんする枠組みのもとで、地方自治にかんする規定が記されている。以下は、その具体的な内容である。

- (1) ロシア連邦における地方自治は、住民が自治体にかんする諸問題、自治体財産の所有、利用、処分について自主的に決定することを保障する（「ロシア憲法」第130条）。
- (2) 地方自治は、市民が住民投票、各種の選挙、その他の直接的に意思表示できる方法、さらには自治体の選挙と自治体をとおして実現する（「ロシア憲法」第130条）。
- (3) 地方自治は歴史と地元の伝統を考慮にいれて、都市と農村、その他の区域で実現される（「ロシア憲法」第131条）。
- (4) 地方自治体の境界線の変更は、該当地域の住民の意見を考慮しなければならない（「ロシア憲法」第131条）。
- (5) 地方自治体は自主的に自治体財産を管理し、自治体財産を編成、承認、執行し、自治体税を制定し、社会秩序を維持する。さらに自治体にかんするその他の問題を解決する（「ロシア憲法」第132条）。
- (6) 地方自治体は法律に基づいて、実現するために必要な物質的、財政的な資金の委譲を前提に個々の国家権限を代行できる。委譲された権限の実現にあたっては、国家の管理を受ける（「ロシア憲法」第132条）。
- (7) ロシア連邦における地方自治は法的に保護され、国家権力機関が採択した決定によって生じる補足的な歳出が補償される。さらに、ロシア連邦憲法と連邦の法律で制定される地方自治の権利が制限されることがあってはならない（「ロシア憲法」第133条）。

以上のように、地方自治の具体的な事項がロシア憲法で規定されている。基本的な事項

を確認すれば、地方自治体は連邦機構（中央政府とその下位の地方政府）から自立した制度であることが明らかである。

2. 地方自治体の種類と構造

地方自治を推進する主体は市民であることがロシア憲法のなかに明記されており、その具体的な実現方法として以下のような条項がある。

- 地方自治は市民による住民投票、選挙、直接的な意思表示、地方自治体の選出機関とその他の諸機関をとおして実現される（「ロシア憲法」第 130 条）

- 地方自治は、地元の歴史と慣習を考慮に入れて、市、農村、その他の区域で実現される。

地方自治体の構造は、住民の自主的な判断で決められる（「ロシア憲法」第 131 条）

ロシア憲法上の規定では、地方自治体には必ず代表機関が設置されることになっている。その議員数は、以下のように定められている。

- 50 人の議員—人口 50 万人以上

- 30 人の議員—人口 20 万人～50 万人

- 20 人の議員—人口 5 万人～20 万人

- 10 人の議員—人口 1 万人～5 万人

- 70 人の議員—人口 1 万人以下

2001 年 9 月 1 日現在、ロシア国内の自治体数は 1 万 2,261 件であり、その内訳をみると「村」の数がもっとも多くて 9,352 件、全体の 76 パーセントを占めている。自治体といっても、その大多数は農村地帯に位置しており、ロシア連邦主体のなかで村が存在しているのは 38 連邦主体（全連邦主体の 43 パーセント）である。

つぎに多い自治体は「地区」の 1,440 件であり、全体の 12 パーセントを占める。この地区は、ロシア連邦主体の 71 件に存在している。三番目に多いのは「市」の 591 件であり、全体の 5 パーセントを占める。このなかの 417 件（全体の 3 パーセント）は、ロシア連邦主体（共和国、地方、州）の下位行政単位を構成している。

四番目に多いのは、「大企業労働者地区」である。この地区をわかりやすく説明すれば、いわば企業城下町の自治体である。ソ連時代に誕生したこのタイプの自治体は、その区域内に中心となる連邦所有の大企業が存在し、街にはそこで勤務する労働者、関連企業の人たちが住む。この「大企業労働者地区」は 524 件、全体の 4 パーセントを占める。五番目に続くのは、「村落」の 214 件、全体の 2 パーセントである。もっとも少ないのは「都市型地区」の 136 件であり、モスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市に存在する。

自治体の種類と名称

名 称	ロシア語表記	割合
村	Сельская администрация	76 %
地区	Административный район	12
市	Город	5
大企業労働者居住区	Поселок городского типа	4
村落	Муниципальное образование	2
都市型地区	Городской район	1

資料 Лексин В.Н. и Швецов А.Н. Муниципальная Россия. Том 1. М., 2001 г.

第3章 連邦政府・連邦主体・地方自治体の権限関係

ロシアは連邦制であり、中央政府と地方政府が国家機構を構成している。このために、両者の間で権限分割にかんする協定を締結することになる。その個々の協定内容は地方政府ごとに異なるが、ロシア憲法ではその枠組みについて明記されている。地方政府とその下位に位置する地方自治体の間でも権限分割協定が結ばれ、自治体は国家権限を代行することがある。この両者間の協定についてはロシア憲法には明記されておらず、地方自治体によってその内容は異なる。

1. 連邦政府の専権事項

ロシア連邦の専権事項については、ロシア憲法のなかに以下のように明記されている。

- (1) ロシア連邦憲法と連邦の法律の採択と修正、それらの遵守にかんする監督
- (2) ロシア連邦の連邦制度の維持と国土の保全
- (3) 人間と市民の権利と自由の監督と擁護。ロシア連邦における国籍管理。少数民族の権利の監督と擁護
- (4) 立法、執行、司法の各権力機関制度の制定、それらの組織化と活動の規定、国家権力連邦機関の創設
- (5) 連邦国家財産とその管理
- (6) ロシア連邦内の国家、経済、環境、社会、文化、民族の各分野の発展にかんする連邦の政策と連邦の基本プログラムの作成
- (7) 統一市場の法的基盤の整備。外貨、クレジット、関税の管理。通貨政策。価格政策の基盤。連邦銀行を含む連邦経済活動の管理
- (8) 連邦予算の編成。連邦税と徴税の管理。地方発展のための連邦資金の運用
- (9) 連邦エネルギー政策。原発政策。連邦交通。通信。情報と郵便。宇宙開発
- (10) ロシア連邦の対外政策と国際関係。ロシア連邦の国際協定。戦争と平和の諸問題
- (11) ロシア連邦の対外経済活動
- (12) 防衛と安全。防衛産業。武器と軍事技術と軍事資産の売買にかんする規定
- (13) 国境線、領海、領空、排他的経済水域と大陸棚の地位と防衛にかんする規定
- (14) 船舶政策。検事局。刑事政策。民事訴訟。調停政策
- (15) 連邦による法の抵触規定
- (16) 気象業務
- (17) 国家勲章

2. 中央政府と地方政府の共同権限

上記が、ロシア憲法に盛り込まれている連邦政府の専権事項である。つぎに、ロシア連邦と連邦主体の共同権限は以下のとおりである。

- (1) 共和国の憲法と法律、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治区の憲章、法律、その他の法令のロシア連邦憲法と連邦の法律にたいする合憲性の審議
- (2) 人間と市民の権利と自由の擁護。少数民族の権利の擁護。法律、法秩序、社会安全

の確保。国境地帯の安全確保

- (3) 土地、地下資源、水資源、その他の天然資源の所有、利用、処分の諸問題
- (4) 国家所有財産の分割
- (5) 天然資源の利用。環境保全。特定自然保護区域。歴史的文化的な記念碑の保存
- (6) 保育、教育、科学、文化、体育、スポーツの諸問題
- (7) 保健問題の調整。家族、母子家庭、父子家庭の保護。社会保障を含む社会保護政策
- (8) 破局、自然災害、疫病、その拡大の阻止にかんする措置の実現
- (9) ロシア連邦における税制と徴税にかんする一般原則の制定
- (10) 行政法、行政訴訟、労働法、民法、住居法、土地法、水資源法、森林法、地下資源法、環境保護法
- (11) 司法と法機関の幹部人事。弁護士活動
- (12) 少数民族の風習と伝統の保護
- (13) 国家権力機関と地方自治体の一般原則の制定
- (14) ロシア連邦主体の国際関係と対外経済関係の調整、ロシア連邦の国際協定の実施

3. 地方政府の専権事項

ロシア連邦の専権事項とロシア連邦・連邦主体の共同権限にかんするロシア連邦の権限以外については、ロシア連邦主体が国家権力のすべての権限を有する（ロシア憲法第 73 条）。以下は、地方政府が実際にどのような権限を有することになっているか、その一般的な事項である。

- (1) 連邦主体の憲章と法律の制定と修正
- (2) 連邦主体の地位と区域の変更への同意
- (3) 連邦主体の国家権力機関の編成にかんする制定と手続き
- (4) 連邦主体の国家権力機関の組織化と活動にたいする法的な規制
- (5) ロシア連邦によって委譲された連邦主体の国家財産
- (6) 連邦主体の予算と税金、徴税
- (7) 連邦主体所有の国営企業、施設、団体
- (8) 連邦主体の発展計画
- (9) 連邦主体の行政区域の制定
- (10) 連邦主体の国家公務員
- (11) 連邦主体の勲章

第4章 連邦と地方の財政関係

1. ソ連邦崩壊後の混乱

連邦国家の建設にむけての中央―地方の財政関係の調整が、ソ連邦崩壊後から 10 年以上も続いている。ソ連邦が崩壊した 1991 年以前の社会主義体制では、ソ連社会を反映した中央集権的な財政関係にあった。直接的な行政関係が反映し、地方政府の財政は上級機関の承認を必要とした。このような状態におかれた地方政府と自治体は財政を、効率的に運用しようという気持ちになることはなかった。財政赤字とその責任を地方政府や自治体が負うことはなく、上級機関の予算でもって補填された。

ロシア連邦誕生後の 1991 年から 1993 年にかけて、「基本税制法 (Закон об основах налоговой системы)」と「ロシア共和国連邦における予算作成と予算執行にかんする基本法 (Закон об основах бюджетного процесса в РСФСР)」が採択され、これによって従来の予算制度の自然発生的な非中央集権化がはじまった。しかし政治・経済的な危機のもとで、予算関係の非中央集権化はどちらかといえば政治的な思惑で生じたといえる。

ソ連邦を構成する 15 共和国の一つであったロシア共和国の時代から国内の民族共和国は、連邦を構成する地方 (クライ) や州と比較して大きな裁量権を有していた。ソ連邦下のロシア共和国から独立国家としてのロシア連邦に移行したあとも、政治的な影響力を発揮した。

民族共和国の一部は主権国家への道を模索し、ロシア連邦の構成主体からの離脱を求めようになった。このような共和国 (タタールスタン、バシコルトスタン、ヤクーチヤの各民族共和国) は連邦予算に税金を拠出することを停止し、その他の地方政府も財源を自分たちの利益になるように再分配する動きを強めた。

2. 連邦条約の締結にむけて

このような連邦崩壊の危機は、1992 年の連邦条約 (Федеративный договор) に調印されることで一件落着した。その後の 1993 年にロシア憲法が制定され、連邦国家としての基盤が構築された。地方 (クライ)、州などはロシア連邦主体 (Субъект Федерации) の地位を獲得した。すべての連邦主体にたいして、国家・社会生活における自立性が保障されることになった。憲法の採択で連邦の立場が強化され、これによって財政関係は整備されることになった。

しかし、ロシア連邦のなかに記されているロシア連邦の権限事項、なかでもロシア連邦と地方政府の共同権限は十分に明確でないためにさまざまな解釈が可能である。さらに言えば、共同権限についてはあまりにも一般的な規定となっている。

問題はロシア憲法のなかに、共同権限を区分けする具体的な調整機構が記されていないために、連邦政府と地方政府の間に緊張を引き起こすことになった。連邦政府も地方政府も互いに、憲法規定を自分たちの利益になるように利用しようとするのである。

他方で、ロシア憲法には連邦政府と地方政府の関係を個々に調整するために、両者が独自に権限分割協定を締結できることになっている。この規定は、地方政府にとっては魅力的な方法と映り、大いに活用されることになった。

このようにロシア連邦の最初の形成期においては、ソビエト時代にかわって政治的な思惑が際立ち、このようなやり方をとおして社会・政治的な基盤が整備されていった。連邦政府と地方政府は互いに、より大きな権限と財源を獲得し、より広範な社会領域を管理するために対立した。結局は、両者が満足のいく解決方法はなかった。

結局は、ロシア憲法に地方政府の優位性を獲得できる規定が盛り込まれており、このために権限分割にめぐって問題が発生したのである。

3. 連邦財務関係の不安定化

ロシア連邦の初期段階では、中央と地方の財政関係が全体的に未確定な部分が大きく、枠組みが欠落しており、両者の関係は大統領と地方政府の首長の個人的な合意に基づいていた。

ロシア憲法に記されている連邦政府と地方政府の権限分割は、あまりにも曖昧な部分が多い。この権限分割にかんする財源分割にかんする一般原則は、ロシア憲法には触れていない。

法的な規制が不十分であるために、財源分配は権限分割とは別に議論されることになった。実際に連邦政府は、さまざまなレベルの予算から資金を調達できる法律を採択したが、いったいどのレベルの地方機関が連邦政府に資金を拠出するのか、そのような直接的な負担をおうかという明確な規定を盛り込むことはできなかった。しかも、地方政府が必要とする財源についてもはっきりさせることができなかった。財政支出を抑え込むことがなかったため、地方政府の予算を賄えないほどの百件以上もの法令が採択されてしまった。

このような状況にあって地方政府、とりわけ自治体は自分たちの予算を維持できなくなり、必要な予算支出項目の一部だけを執行するにとどまった。当然よいことではないが、支払いの滞納を行うことになった。財政政策にたいする責任、予算報告の客観的な評価の向上、予算のきちんとした作成、支出の効率的な管理、予算にかかわる諸機関の再編、予算見通しの作成と実行、予算分野の整備、社会インフラへの投資といった問題にたいする関心が完全に後退している。

1991 年、基本的な税制が制定された。ただし財政関係の一部については、従来の経験に基づく「税金調達原則」が引き続き参考にされ、さまざまな行政レベル間で基本的な税金を分割することになった。

地方政府の予算は大部分において、連邦政府が毎年決める連邦税からの歳入をもとに形成され、地方政府と自治体が必要とする歳出を独自の財源で賄うことができる割合は 15 パーセント以下であった。地方政府と自治体の課税対象は、両者の担当領域をカバーするには不十分な歳出額であった。地方政府と自治体が課税問題を自主的に解決するには、あまりにも制約が大きかった。

実際、税収に差を設定することで、地域間の格差を是正し、予算的な保障レベルを均等化することができた。だが地方政府と自治体において、提供される予算規模と課税水準の関係に一貫性がなかった。地方政府と自治体には、財源の拡大と適切な投資環境の整備には関心がなかった。長期的な経済・財政政策を実行できる可能性は少なく、財政にたいす

る責任はだれも負うことがなかった。

4. 連邦政府からの財政支援

下位の予算に財政支援する基本的なねらいの一つは、自己財源では予算をくめない地域の財政力を向上させることにある。言い換えるならば、財政力がある地域との均等化を図ることである。だがこのような均等化の政策は、財政支援を受ける側に非扶養者の気持ちが芽生え、歳入を自主的に拡大しようとする意欲を減退させる。

①ソ連邦時代

すべての地方レベルの予算は、連邦の法令に基づいて承認された。財政的な補充は、自己の法令に独自財源を盛り込むか、または補助金によって行われた。このような財政制度は、中央集権的な体制と地方政府・自治体の直接的な上下関係のもとで可能なのである。

②1991年以降

予算制度の自然発生的な非中央集権化がはじまり、財政支援の分配は大統領と地方政府の首長の個人的な合意のもとで行われるようになった。連邦税からの歳入はバラバラに制定され、連邦予算からの補助金額は直接的な合意で決まった。財政支援の提供システムはそのなかにいかなる基準も有さず、連邦政府と地方政府の取り引きの対象になってしまった。

③1994年

この年にはじめて、予算関係の改善にかんする計画が誕生した。そのなかで、基本的な連邦税の地方政府予算への統一的な歳入規範が制定され、地方政府の税の裁量権が拡大した。「地方財政支援ファンド」が創設され、その資金はきちんとした手続きに基づいて分配されることになった。

しかしこの試みは、十分に準備されたものではなかった。外見的な形式とちがって、実際には主観的な運用となってしまった。

このために「地方財政支援ファンド」の分配は、地方政府の実際の歳出入の執行報告をみると、うまくいっていないことがわかり、依然として大統領と地方政府の首長の個人的な合意に基づいていた。財政支援は、必要なときに執行されていない事実も判明した。相変わらず非扶養者であると気分は残り、地域の財政的な可能性を拡大するという意欲を生み出すことはできなかった。

さらにいえば、地方政府においても自治体においても予算支出の根拠と権限を完全に打ち立てることに失敗した。「地方財政支援ファンド」以外のほかの財政支援の方法を考えることをしなかった。明確な財源を特定することをせずに、連邦法の採択が続いた。予算支出を根拠づける規範を策定しなかった。地方政府の政治家たちは、大統領との個人的な合意に基づいて連邦政府との関係を構築する試みに執着、努力した。

④1999年

1999年から2001年にかけて、「予算関係の改正にかんする大綱」が実施されることになった。この基本的な目的の一つは、財政支援の分配システムの改正にある。

先の大綱の実施にあたって、地方政府間の財政力を均等化するために移転資金（地方→

中央→地方へのお金の流れ)の新しい客観的な分配原則が作成され、導入された。これと同時に、地方における財政政策の効率的で責任のある運営のための刺激になることが期待された。この新しい財政政策を基盤に、客観的な財政支出と財源に基づく現実的な予算評価が可能となった。地方政府は、従来の大統領との個人的な合意による予算取得のやり方をやめた。歳入額を隠し、歳出の意図的な歳出額のつり上げは、意味を失った。

⑤2001年（プーチン政権の発足）

地方政府への財政支援を行うために2001年、新しいファンドが開設された。

- 「補償ファンド」
- 「地域発展ファンド」
- 「地方政府財政再編ファンド」

「補償ファンド」は連邦の法律で、下位機関の財政に支出するために必要な資金である。2001年に補償ファンドから歳出された交付金と助成金は例外なく、すべての地方政府で分割される。それにあたっては地方政府の財政力に関係なく、連邦の法律「子供をもつ市民への政府からの手当て」と「ロシア連邦における身体障害者の社会的保護」を執行するためである。これとは別に、連邦予算においては下位の予算の歳出を補助するための資金が盛り込まれており、連邦の法律「恩給について」を執行するためのものである。連邦ははじめて、地方政府が社会保障にかんする法律の一部を執行するための支援措置を採択したのである。連邦政府は予算化の責任を、地方政府と自治体予算から連邦予算に転換した。

「地域発展ファンド」は、地方のインフラにたいする投資を拡大するための財政支援である。

「地方財政支援ファンド」の資金は、地方政府の予算を再編するプログラムを遂行するために競争原理のもとで地方政府に提供される。今年度の入札では、15 地方政府のプログラムが採択された。

⑥2002年

「2005年にむけての予算連邦制の発展プログラム」が発効した。この改革は、新しい内容を含んでいる。従来の基本的な関心は連邦政府と地方政府の間の財源をめぐるものであったのにたいして、新しいプログラムではすべてのレベルの行政機関の間で財政的な権限と責任を分割することにある。

このプログラムには、以下のような事項が含まれる。

- ・連邦政府、地方政府、自治体の間の権限分割を基盤にした歳出権限の分割
- ・長期的な展望のなかでの税の権限と財源の区分け
- ・その他のレベルにたいする財政支援提供の制度づくり（改革は基本的に、地方政府と自治体の相互関係に配慮しなければならない）
- ・自治体の二重制度の導入により、地方政府の予算を調整する

「2005年にむけての予算連邦制の発展プログラム」を実施するために、以下のような措置を講じる。

- ・連邦法「地方自治の新しい原則について」を改定する
- ・連邦法「ロシア連邦主体の代表（立法）機関と執行機関の一般原則」を改定する
- ・予算法と税法の改定を作成する

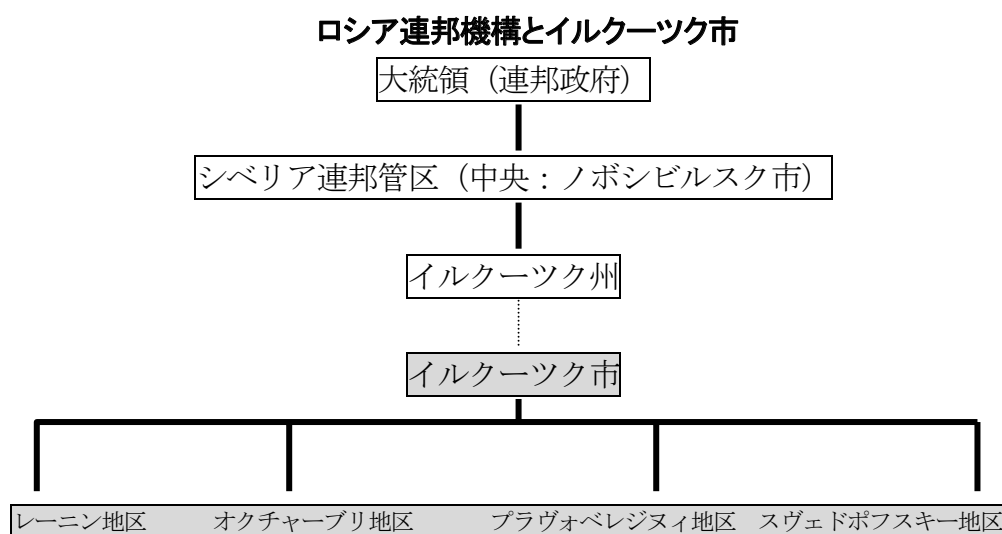
第5章 イルクーツクの地方自治制度

1. 自治体としての専権事項

イルクーツク市はイルクーツク州の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章（2000年4月24日に市議会で採択）に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。イルクーツク市の専権事項は以下のとおりである（イルクーツク市憲章第10条）。

1. 市の権限となっているのは、イルクーツク市の固有の問題、そして市が代行する個々の国家権限（おもに州機関）である。
2. ロシア連邦憲法、連邦の法律、州の法律に基づいて、市の専権となっているのは以下の事項である。
 - (1) イルクーツク市憲章と市のその他の法令の採択と改正、そしてそれらの執行管理
 - (2) 法令に基づくイルクーツク市行政組織の問題解決
 - (3) イルクーツク市における市機関の特殊性の制定、市の組織、それらの機関と活動の手続き、自治体としての市の編成
 - (4) 市財産の所有、利用、処分
 - (5) 市財政、市予算の編成、承認、執行。予算外資金の編成、市税の制定と徴税、市予算にかかわるその他の諸問題の解決
 - (6) イルクーツク市の総合社会経済発展の確立
 - (7) 社会秩序の維持
 - (8) 市有住居ファンドと非住居ファンドの管理と利用
 - (9) 教育と保健施設の組織化、発展、活動のための条件整備
 - (10) 保育、義務教育、課外教育にかんする市施設の組織化、管理、発展
 - (11) 保健にかんする市施設の組織化、管理、発展と住民衛生管理の保障
 - (12) 市内の都市開発計画の管理
 - (13) 住居建設と社会・文化施設建設の条件整備
 - (14) 市内の土地利用の監督
 - (15) 市内の水資源の利用管理、公共用の地下資源の管理
 - (16) 市管理のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の組織化、管理、発展
 - (17) 市施設による住民への石油の供給
 - (18) 市管理道路の建設と管理
 - (19) 市内の都市整備と緑化
 - (20) 資源の再利用の組織化
 - (21) 市関連文書の管理
 - (22) 公共交通の通信施設の整備
 - (23) 商業、レストラン、日常サービスのための条件整備
 - (24) 市文化施設活動のための条件整備
 - (25) 市財産である歴史記念碑と文化財の保存
 - (26) 市広報活動の組織化と管理

- (27) 市内のマスメディア活動のための条件整備
- (28) 市内の観客収容施設の条件整備
- (29) 市内の体育文化とスポーツ発展のための条件整備
- (30) 市住民のための就職斡旋
- (31) 市内の環境保全
- (32) 市内の防災対策
- (33) 市褒章の制定
- (34) 市公務員制度の管理
- (35) 保護と監督
- (36) 法律に基づく監督業務の遂行



注、**市**と**地区**は地方自治体。その他は連邦機構。

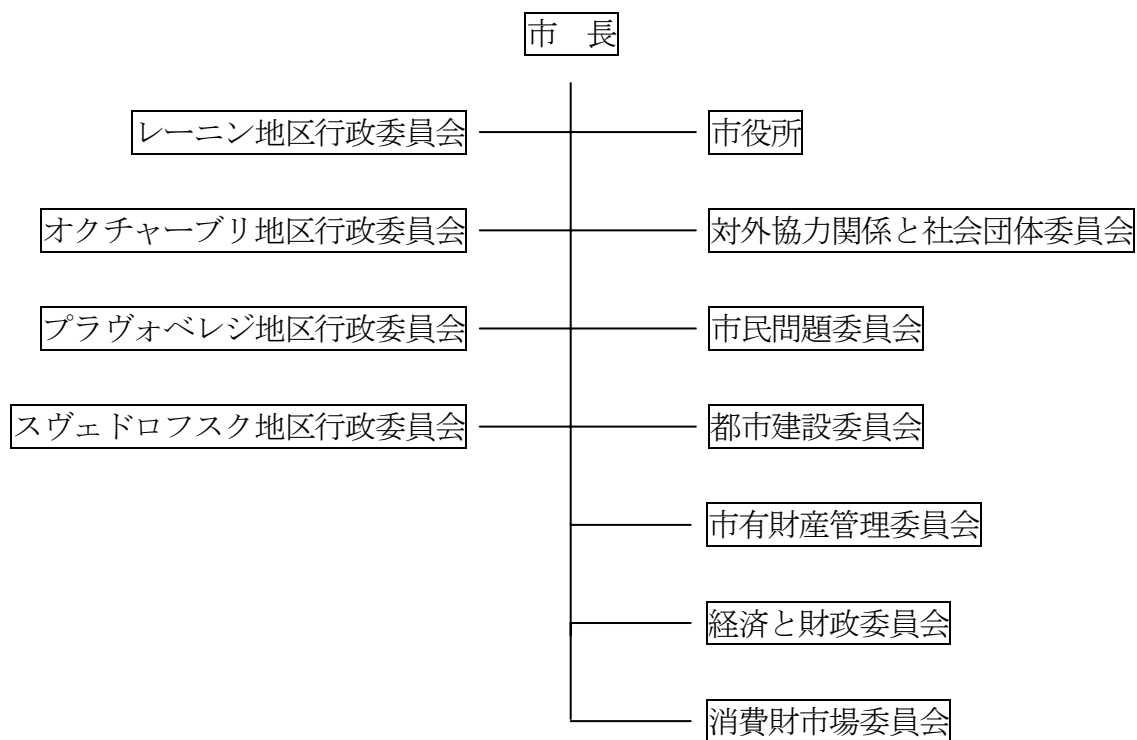
2. 市長の選出と権限

イルクーツク市長は市行政機関の最高役職者であり、市住民の利益を代表する。加えて自治体としての市の活動を指導し、上級機関である州政府との調整にあたる。市長は住民による直接投票で選出され、任期は4年間である。市長になる者は市内の居住者であり、投票権を有していなければならない。市長の職は、常勤である。市長の選出手続きについては、イルクーツク州の法律「自治体選挙について」で制定されている。

市長の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市長は国家機関、その他の自治体、社会団体、所有形態に関係なく企業・施設・組織との関係において、さらには国際協力関係において市を代表する
- (2) 市長は毎年、市の状況についての年次報告を市議会で行う
- (3) 市長は、任期満了前も含む市議会選挙を公示する
- (4) 市長はイルクーツク市憲章に盛り込まれている根拠が認められる場合には、市議会を任期満了前に解散する
- (5) 市長は、イルクーツク州立法機関への法案提出権を行使する
- (6) 市憲章の改正、補足にかんする提案を行う
- (7) 市長は、市民の直接的な意思表示の形態とその他の地方自治の実現方法を支援する
- (8) イルクーツク市住民の安全と健康、市の運営の正常機能、法秩序が犯されている場合には、市長は必要な法的な措置を講じる（イルクーツク市憲章第42条）

イルクーツク市の行政機構



ところで市長は市議会の構成メンバーであり、議長を兼任する。行政の長は同時に立法の長であり、両機関の関係の緊密化が図られている。議長としての市議会内の市長は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、市議会を統轄する。議会の定例会と臨時会を招集し、議員公聴会を主宰する。市議会が決議を採択するさいには議員票の対等を保障し、自らも投票に加わる
- (2) 市長は市議会決議に署名、それを公表する。そして決議の実施を組織化し、監督する
- (3) 市長は市議会の名において、またはその決議に基づいて、市議会の利益を裁判所とその他の国家機関で代表し、協定を締結する
- (4) 市長は法律、本憲章、市議会の決議に基づいて市議会議長にかんするその他の権限を行使する（イルクーツク市憲章第 42 条）

市長はまさに、イルクーツク市の行政と立法の顔である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方でかれの権限停止にかんする要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである。

- (1) 辞任
- (2) ロシア連邦国籍の喪失
- (3) 市長としての職務遂行の障害になるかぎりにおいて、イルクーツク市の遠方地域での居住
- (4) 市長選挙の無効にかんする裁判所の決定

- (5) 市長としての活動が実質的に停止している場合
- (6) 健康上の理由による市長としての職務不能の長期間に及ぶ状態
- (7) リコールの成立
- (8) 自治体の選出役職者の権限実現にかかわる制約の不履行
- (9) 連邦の法律「ロシア連邦における地方自治体の一般原則について」第 49 条に基づく市長解職にかんするロシア大統領令の発効

3. 市立法機関

市議会は、イルクーツク市の「代表機関」である。市議会の構成メンバーには 15 人の議員をはじめとして、市長も加わる。議員は有権者の直接投票で選出され、任期は 4 年である。議員の職権は第一回本会議が招集された時点で発生し、改選時は新しい会期の本会議が開催された時点で消滅する。より正確に表現すれば、全議員の三分の二以上議員の活動は専従ではなく、本職の合間に行っており、それによる議員報酬は発生しない。

市議会を主宰する議長は市長の兼任であり、本会議では市議会の専権事項について議論する。本会議は年に四回以上の開催が義務づけられており、市長が召集する。本会議の臨時会は、市長、市議会議員の定数三分の一以上、全有権者の 5 パーセント以上の発議で開催される。市長が三ヶ月以上にわたって一時的に不在になった場合には、議長代行が代行するが、その者は市長が指名する。

市議会の承認を必要とする案件および専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 自治体財産の管理と処分の手続き
- (2) 自治体財産の民営化の手続きと要件
- (3) 市内にある土地利用の手続きと要件
- (4) 市予算執行の手続き
- (5) 税優遇措置の手続きと要件
- (6) 自治体債の発行の手続き
- (7) 市予算からの補助金、債権発行の手続きと要件
- (8) 自治体発注の公開入札の実施手続き
- (9) 都市開発と整備
- (10) 住民による地域社会自治、その実現にむけた住民のその他の参加方法の手続き
- (11) 集会、街頭行動、デモ、スポーツ大衆観戦の実施についての手続き
- (12) 法令が求めるその他の諸問題（「市憲章」第 35 条）

4. 地区機関

イルクーツク市内は、「レーニン地区」「オクチャーブリ地区」「プラヴォベレジヌィ地区」「スヴェドポフスキー地区」の四つに区分けされている。各地区には市長によって任命される区長をはじめとして副区長や役職者が、市の業務を担当している。この地区は自治体の下位に位置しており、立法機関は開設されていない。各地区の役職者名と連絡先は、参考資料のとおり。

5. 市財政の現状

2003年第一四半期にロシア連邦予算に歳入された税収のなかの7.7パーセントに相当する27億1,910万ルーブルはイルクーツク市の企業によるものである。イルクーツク市での徴税総額の54.8パーセント、14億9,140万ルーブルが連邦予算に納められた。徴税総額の26.1パーセント、7億740万ルーブルが州予算に歳入されている。このように徴税総額の80.9パーセントが、連邦政府と州政府に納められている。これにたいして、イルクーツク市予算に歳入されたのは19.1パーセント、5億2,030万ルーブルである。

市予算の歳入項目をみると、全体の81.7パーセントが税収である。その内訳は、「法人税」がもっとも多くて51パーセント、つぎに「売上税」の13パーセント、「消費税」の6パーセントが続く。2003年第一四半期の税収は、前年同時期との比較で8.4パーセント、3,896万ルーブルの減少となった。その内訳では、「利潤税」の3,211万ルーブルの減少がもっとも多かった。

2003年第一四半期における非税歳入は市予算の18.3パーセントを占めており、9,570万ルーブルである。この額は前年同時期に比べて1.5倍、3,270万ルーブルの増加となっている。

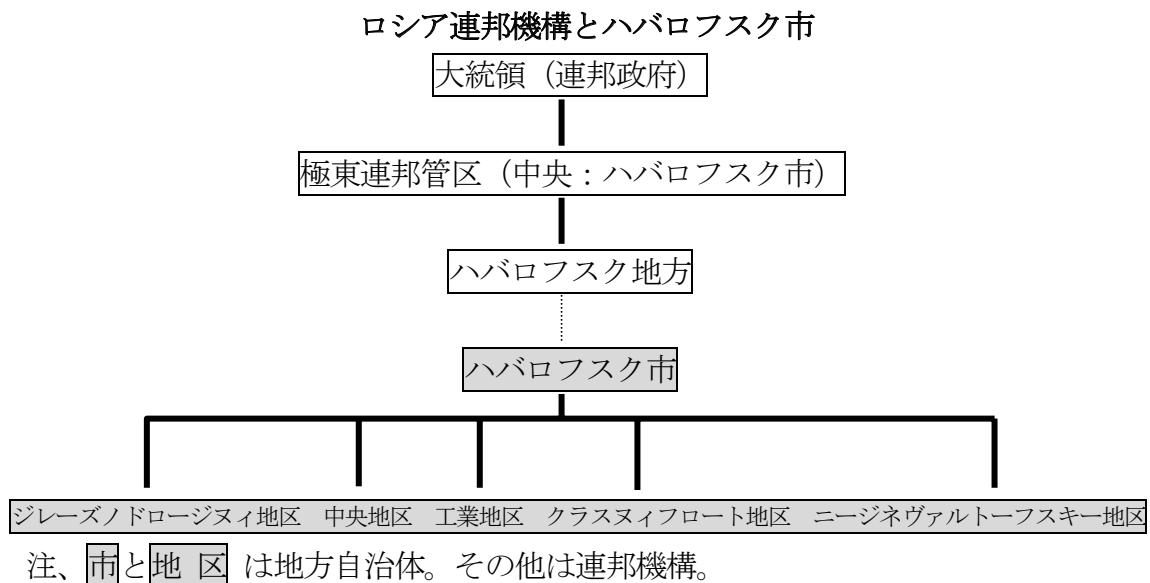
イルクーツク市予算の77.2パーセントが、連邦政府と州政府からの税金(連邦税と州税)の還付金である。市税が市予算に占める割合は、わずか2.1パーセントにすぎない。その他の税収(たとえば登録税、地下資源利用税など)の占める割合は2.4パーセントである。非税収入の割合は18.3パーセント、9,560万ルーブルである。その内訳は市有財産賃借料の7,970万ルーブル、行政上の罰金の700万ルーブル、アパート・フラットの売却金の570万ルーブルとなっている。

第6章 ハバロフスク市の地方自治制度

1. 自治体としての専権事項

ハバロフスク市はハバロフスク地方（クライ）の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章（2002年1月3日に市議会で採択）に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。ハバロフスク市の専権事項は以下のとおりである（ハバロフスク市憲章第9条）。

- (1) ハバロフスク市憲章の採択と修正、その執行監督
- (2) 市有財産の所有、利用、処分
- (3) 市予算、市予算の編成・承認・執行、市税の制定と徴税、市にかんするその他の財政諸問題の解決
- (4) ハバロフスク市の総合社会経済発展
- (5) 市有動産と非居住建物の修繕と利用
- (6) 市有施設と就学前施設、義務一般職業教育施設の組織化、修繕、発展
- (7) 市保健施設の組織化、修繕、発展と住民衛生対策の確立
- (8) 社会秩序の維持
- (9) ハバロフスク市の都市開発計画
- (10) アパートと社会文化施設の建設のための要件作成
- (11) ハバロフスク市内の土地利用にたいする監視
- (12) 市水道業務、地下資源、地下土地利用の監視
- (13) 自治体管理のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の組織化、修繕、敷設
- (14) 住民への灯油の供給
- (15) 自治体による道路建設と修繕
- (16) ハバロフスク市内の緑化整備
- (17) 廃棄物の再利用
- (18) 墓地管理
- (19) 市の文書の保管
- (20) 住民にたいする交通サービスと付属施設の整備
- (21) 商業、公共食堂、日常サービスの整備のための要件作成
- (22) ハバロフスク市内の文化施設活動のための要件作り
- (23) 自治体所有にある歴史的、文化的な記念碑の保存
- (24) 市情報サービスの整備と修繕
- (25) ハバロフスク市のマスメディアの活動のための要件作成
- (26) 観覧施設の整備のための要件作成
- (27) ハバロフスク市の体育とスポーツの促進のための要件づくり
- (28) 住民就職斡旋の業務
- (29) 各自治体の環境保全への参加
- (30) ハバロフスク市内の火災予防策の作成と自治体消火活動の整備
- (31) 子供のための補充授業の整備



2. 市長の選出と権限

市長は、自治体としてのハバロフスク市の活動を統轄する選出役職者であり、有権者と市議会にたいして責任を負っている。市長は「市行政機関の指導者」であり、市議会の構成メンバーである。本会議の議長を務め、ハバロフスク市の住民利益を代表する。

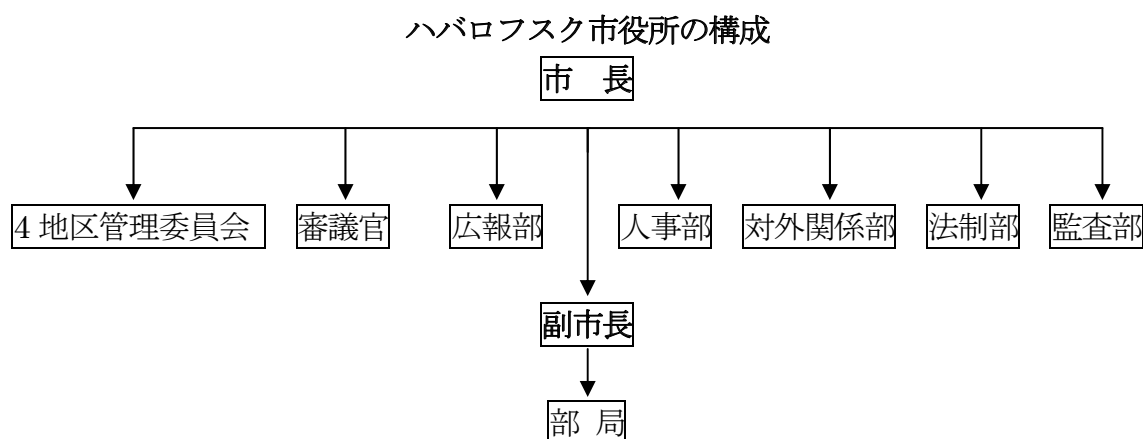
市長は四年の任期で、ロシア国籍を有し、ハバロフスク市内に居住し、投票権をもつ住民の直接、平等のもとで実施される選挙で選ばれる（「ハバロフスク市憲章」第 26 条）。ハバロフスク市の最高役職者としての専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市議会本会議を主宰し、定例会と臨時会を招集する
- (2) 市議会決議に署名し、それを公表する。市議会決議の執行、監督する
- (3) 国家権力機関、市のその他の行政機関、所有形態に関係なく社会団体と社会組織との関係、さらには対外経済活動においてハバロフスク市を代表する
- (4) 連邦の法律、ハバロフスク地方（クライ）の法律、市議会決議においてハバロフスク市長に委ねられているその他の諸問題を解決する（「ハバロフスク市憲章」第 27 条）
つぎに、ハバロフスク市長の専権事項は、以下のとおりである。
- (1) 市行政機関の活動を指揮する
- (2) 市行政機関の編成を承認し、市長直属の審議会を編成する
- (3) 市行政機関部局の役職者の人事を行い、かれらの権限を定める
- (4) 市議会にたいして、市予算案、執行報告、予算・外貨・その他のファンドの支出事項を提示する
- (5) ハバロフスク市の社会・経済状況を市議会に年次報告する
- (6) ハバロフスク市の社会・経済発展計画を市議会承認を受けるために提案する
- (7) 市議会にたいして土地の所有、利用、処分の各手続き、さらには自治体としての市のかかわるその他の法案を提案する

- (8) 違法行為がある場合には所有形態に関係なく、建築物の建設、改築、利用の停止にかんする措置を採択する
- (9) 制定されている法律に基づいて提訴する
- (10) 市行政機関役職者の権限を分割する
- (11) 市営企業と施設役職者の任命と解職を行う
- (12) 関連法に基づいて市営企業と施設の創設、改組、廃止にかんする決定を採択する
- (13) 市営銀行の創設にかんする決定を採択する
- (14) 権限内で関連土地法に基づいて土地関係統制の諸問題についての法令を採択する
- (15) 褒章制を導入する
- (16) 市議会の専権事項をのぞく市にかかわるその他の権限を実行する（「ハバロフスク市憲章」第 27 条）

市長はまさに、ハバロフスク市の行政と立法の最高役職者である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方でかれの権限停止にかんする要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) ロシア連邦国籍の喪失、ただし国際協定と連邦の法律、ハバロフスク地方（クライ）の法律で制定されている事例をのぞく
- (4) 連邦の法律に盛り込まれている手続きと根拠に基づくロシア連邦大統領による解職
- (5) 裁判所の有罪判決の発効
- (6) 健康上の理由による市長としての職務不能にかんする裁判所の決定
- (7) 裁判所による行方不明の認定と死亡認定
- (8) 医療関係委員会が認定する四ヶ月に及ぶ健康上の理由による職務不能
- (9) リコールの成立



3. 市立法機関

市議会は、ハバロフスク市の「代表機関」である。市議会の構成メンバーには 15 人の議員をはじめとして、市長も加わる。議員は有権者の直接投票で選出され、任期は 4 年で

ある。議員の職権は第一回本会議が招集された時点で発生し、改選時は新しい会期の本会議が開催された時点で消滅する。より正確に表現すれば、全議員の三分の二以上議員の活動は専従ではなく、本職の合間に行っており、それによる議員報酬は発生しない。

市議会を主宰する議長は市長の兼任であり、本会議では市議会の専権事項について議論する。本会議は年に四回以上の開催が義務づけられており、市長が召集する。本会議の臨時会は、市長、市議会議員の定数三分の一以上、全有権者の 5 パーセント以上の発議で開催される。市長が三ヶ月以上にわたって一時的に不在になった場合には、議長代行が代行するが、その者は市長が指名する。

市議会の決定を必要とする専権事項は、以下のとおりである。

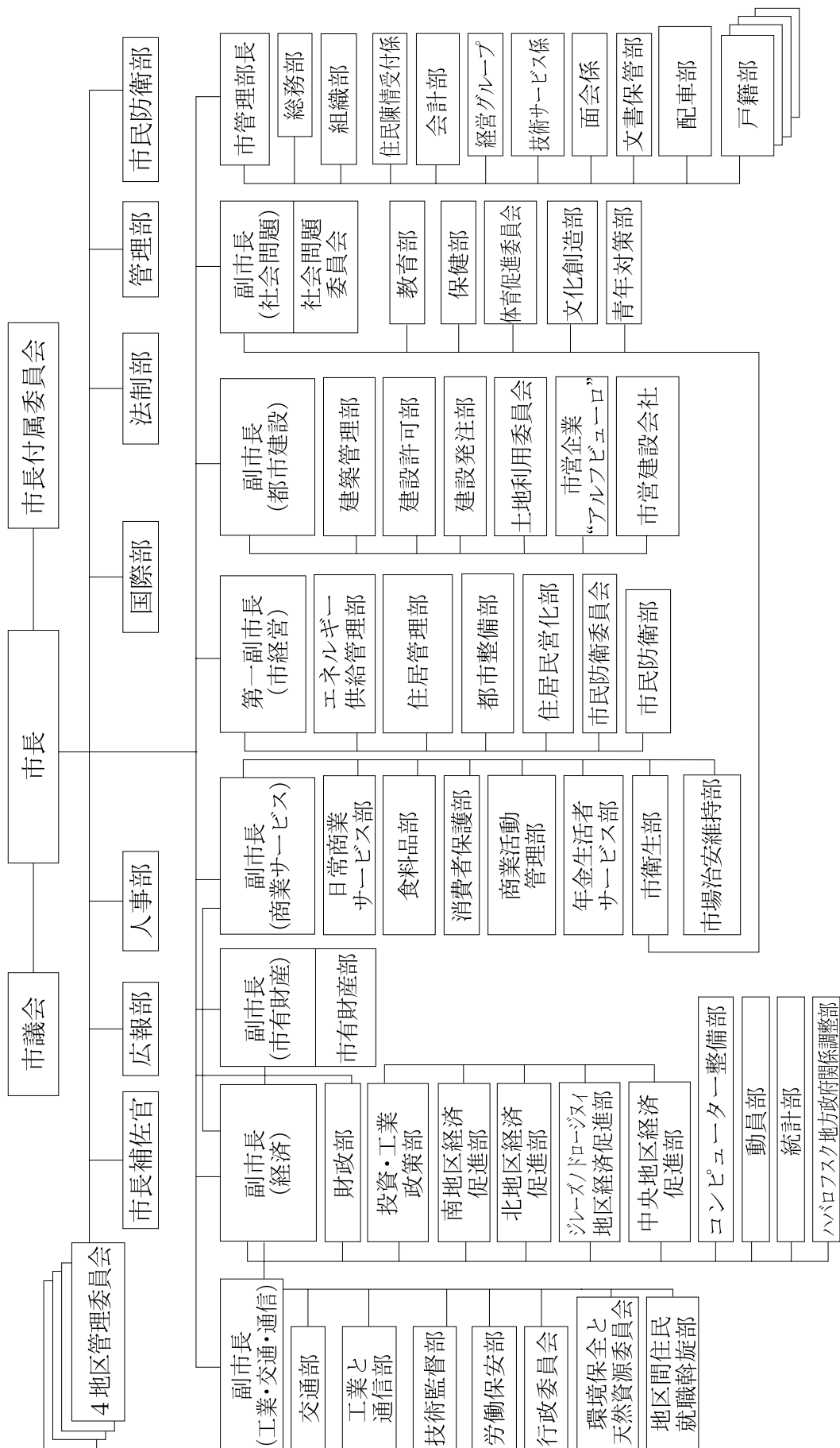
- (1) 本憲章に記載されているハバロフスク市権限事項にかんする全般的原則の承認
- (2) 市予算の承認、予算執行の監督、予算執行報告の承認
- (3) ハバロフスク市発展のための計画とプログラムの採択とその実施報告の承認
- (4) 市税と徴税の制定と税優遇の承認
- (5) 市有財産の管理と処分にかんする手続きの制定
- (6) 本憲章に記載されている市自治体の諸機関と役職者の監督

上記の事項は、市議会が独占的に有する専権事項であり、市議会の承認を必要としている事項である。これにたいして下記の事項は、市議会が審議を含めてかかわることができる問題である。

- (1) 市予算と外貨ファンドの編成、管理、監督の手続きの制定
- (2) 協定を基盤とするハバロフスク地方（クライ）国家権力権限への市自治体の個々の機能の委譲にかんする決定の承認
- (3) ハバロフスク市の発展総合計画とハバロフスク市建築基準の承認
- (4) 承認された市予算の執行要件のもとでのハバロフスク住民のための補充的な優遇と手当の制定
- (5) 市債の発行手続きの承認
- (6) 現存の法律に基づく市民集会の開催手続きの制定
- (7) 「ハバロフスク市名誉市民」の制定
- (8) 現存の法律に基づく行政・区域設定の諸問題にかかわる決定の採択
- (9) ハバロフスク地方（クライ）立法機関への法案提出権の実現
- (10) 固有の決定にたいする監督の実現
- (11) 市議会委員会の構成メンバーの選出
- (12) 市住民投票の決定
- (13) ハバロフスク市憲章の採択とその修正、補足
- (14) 自己解散にともなう市議会の任期満了前の権限停止
- (15) 市長辞任の承認
- (16) 市社会治安機関の創設にかんする決定の採択、それらの活動にたいする監督
- (17) ハバロフスク地方（クライ）選挙法に基づく選挙管理人委員会の編成
- (18) ハバロフスク市選挙人管理委員会の提案に基づく常設の委員会の活動を行う代表者

と事務職員の承認
(19) 市予算執行の審議

ハバロフスク市の機構図



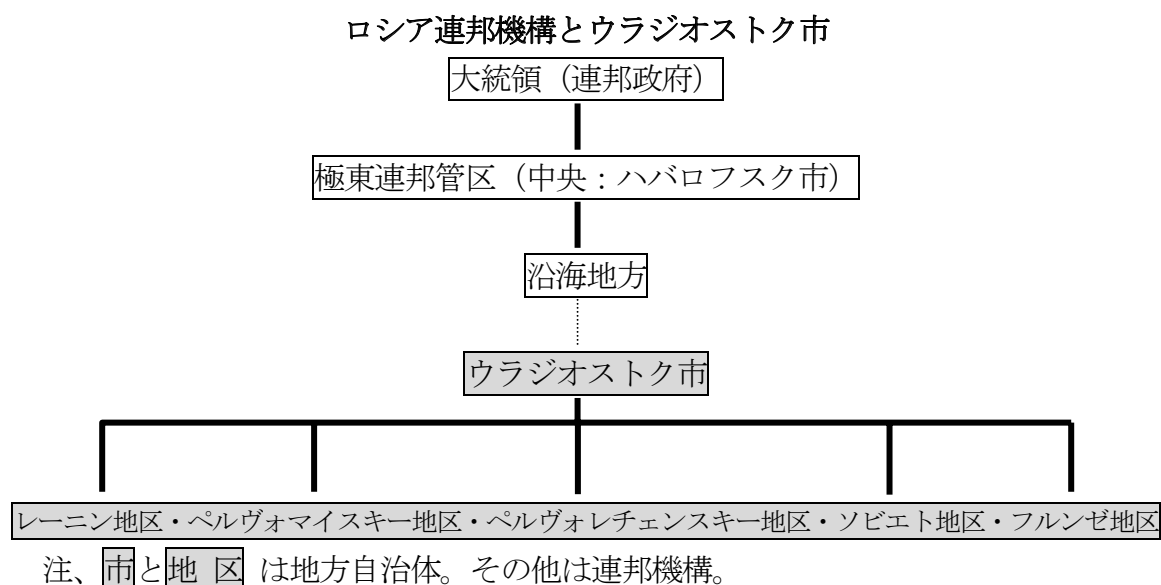
第7章 ウラジオストク市の地方自治制度

1. 自治体としての専権事項

ウラジオストク市は沿海地方（クライ）の下位地域であるが、地方自治体として独立した行政単位である。市の専権事項は市憲章に盛り込まれており、州との間で権限を分割している。ウラジオストク市の専権事項は以下のとおりである（ウラジオストク市憲章第11条）。

- (1) ウラジオストク市憲章の採択と修正
- (2) 市有財産の所有、利用、処分
- (3) 市財政、市予算の編成・承認・執行、市税と徴税の制定、市にかんするその他の財政諸問題の解決
- (4) 市総合社会経済発展にかんする諸問題の解決
- (5) 市有の居住動産と非居住動産の修繕と利用
- (6) 保育園、義務教育と専門教育のための施設の修繕と発展
- (7) 市営の保健施設の編成、修繕、発展と住民衛生福祉サービスの確立
- (8) 市営の社会治安機関の編成と維持
- (9) 市建設計画の発展と管理
- (10) 市営の住居と社会文化施設の建設のための要件作成
- (11) 市内の土地利用の監督
- (12) 市営上下水道の利用、地下資源の利用、市営地下施設建設にたいする監督
- (13) 市営のエネルギー、ガス、暖房、上下水道の編成、修繕、発展
- (14) 灯油供給サービスの組織化
- (15) 道路建設とその修繕
- (16) 市内の緑化政策
- (17) 市内の資源再利用
- (18) 冠婚葬祭業務と墓地管理
- (19) 市文書の保存
- (20) 住民のための交通網と施設の整備
- (21) 市内の文化施設活動のための要件作成
- (22) 市営歴史・文化記念碑の保存
- (23) 市情報サービスの整備と管理
- (24) 市内の体育文化とスポーツの発展のための要件整備
- (25) 市内の環境保全への参加
- (26) 市内の火災対策と消防サービスの整備
- (27) 市営企業の創設、再編成、廃止
- (28) 市営企業・施設・組織の役職者にかんする人事
- (29) 市境界線の作成と決定
- (30) 市役所部局の編成と構成
- (31) 連邦の法律と沿海地方（クライ）の法律に基づく市にかかわるその他の諸問題、た

だしロシア連邦と沿海地方（クライ）の権限をのぞく



2. 市長の選出と権限

市長はウラジオストク市の「首長」で、ロシア連邦憲法、連邦の法律、沿海地方（クライ）、沿海地方の法律、ウラジオストク市憲章、市のその他の法律にしたがって「市権力」を行使する。市長は、市行政機関を編成する権限を有している（「ウラジオストク市憲章」第31条）。

市長は四年の任期で、ロシア国籍を有し、ウラジオストク市内に居住し、投票権をもつ住民の直接、平等のもとで実施される選挙で選ばれる（「ウラジオストク市憲章」第33条）。

市長は国家権力連邦機関、沿海地方（クライ）国家権力機関、自治体との関係においてウラジオストク市を代表し、以下のような権限を行使する（「ウラジオストク市憲章」第34条）。

- (1) ウラジオストク市住民、市議会、その他の市諸機関にたいするアピール
- (2) 国家権力連邦機関、沿海地方（クライ）国家権力機関、その他の自治体と協議し、協定を締結する
- (3) 沿海地方（クライ）の法律と市議会の法令に基づいて報奨制度を導入する
- (4) ウラジオストク市と市住民の名においてその他の活動を行う

市長の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市予算案を作成し、市議会に提出する。市議会が承認した予算を執行し、執行報告を市議会に提出する
- (2) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、市の法律で制定されている要件のもとで市有財産を管理する
- (3) 経済的課題、科学的課題、文化的課題、エコロジー的課題、さらには市議会で承認されたその他の問題における市発展計画を実施する

- (4) 市内の執行権力機関を制定し、変更する。それらの諸機関と役職者にかんする業務規定を承認する
- (5) 市有財産をその他の所有形態に委譲する問題を解決する
- (6) 資金配分、市有財産の処分・管理の手続きと要件を制定する
- (7) 市行政機関を編成し、市役職者、さらには市内の区長の人事を担当する。ただし、連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、その他の市の法律に特別な規定がない場合に限る
- (8) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律に基づく市委員会を市役所内に創設する
- (9) 役職者を解任し、ウラジオストク市を構成する諸機関の活動を停止する
- (10) 連邦の法律、沿海地方（クライ）の法律、ウラジオストク市憲章、その他の市の法律に基づいて委任されているその他の権限を行使する

市長は、市議会との関係を以下のように構成する（「ウラジオストク市憲章」第 35 条）。

- (1) 市議会本会議に出席する
- (2) 市議会本会議への法案提出権を有する
- (3) 本会議臨時会を招集する
- (4) 連邦の法律と沿海地方（クライ）の法律に基づいてその他の権限を行使する

市長はまさに、ウラジオストク市の行政と立法の最高役職者である。市においては絶大な権限を有するのであるが、他方でかれの権限停止にかんする要件も市憲章に記されている。その事項は、以下のとおりである（「ウラジオストク市憲章」第 39 条）。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) ロシア連邦国籍の喪失
- (4) 永住を目的とする市外への移住
- (5) 裁判所の有罪判決の発効
- (6) 裁判所による行方不明の認定と死亡認定

3. 市立法機関

市議会の決定を必要とする専権事項は、以下のとおりである（「ウラジオストク市憲章」第 39 条）。

- (1) 市予算と執行報告の承認
- (2) 市発展計画の採択とその実施報告の承認
- (3) 市税と徴税の制定
- (4) 市議会の任期満了前解散
- (5) 市議会議長と副議長の選出
- (6) 市議会内の常設委員会、臨時委員会、作業グループの編成
- (7) 市議会の活動経費の承認
- (8) ウラジオストク市褒章の設定
- (9) ウラジオストク市のシンボルの利用手続きの承認

- (10) 国有財産の市有財産への移転にかんする問題の解決
- (11) 市議会選挙の決定
- (12) 市行政機関の長の選挙の決定
- (13) 市住民投票の実施にかんする決定
- (14) 連邦の法律、沿海地方（クライ）憲章、沿海地方（クライ）の法律、ウラジオストク市憲章に盛り込まれているその他の権限の実現

4. 地区機関

ウラジオストク市内は、「レーニン地区」「ペルヴォマイスキー地区」「ペルヴォレチェンスキー地区」「ソビエト地区」「フルンゼ地区」の五つに区分けされている。各地区には市長によって任命される区長をはじめとして副区長や役職者が、市の業務を担当している。この地区は自治体の下位に位置しており、立法機関は開設されていない。各地区の役職者名と連絡先は、参考資料のとおり。

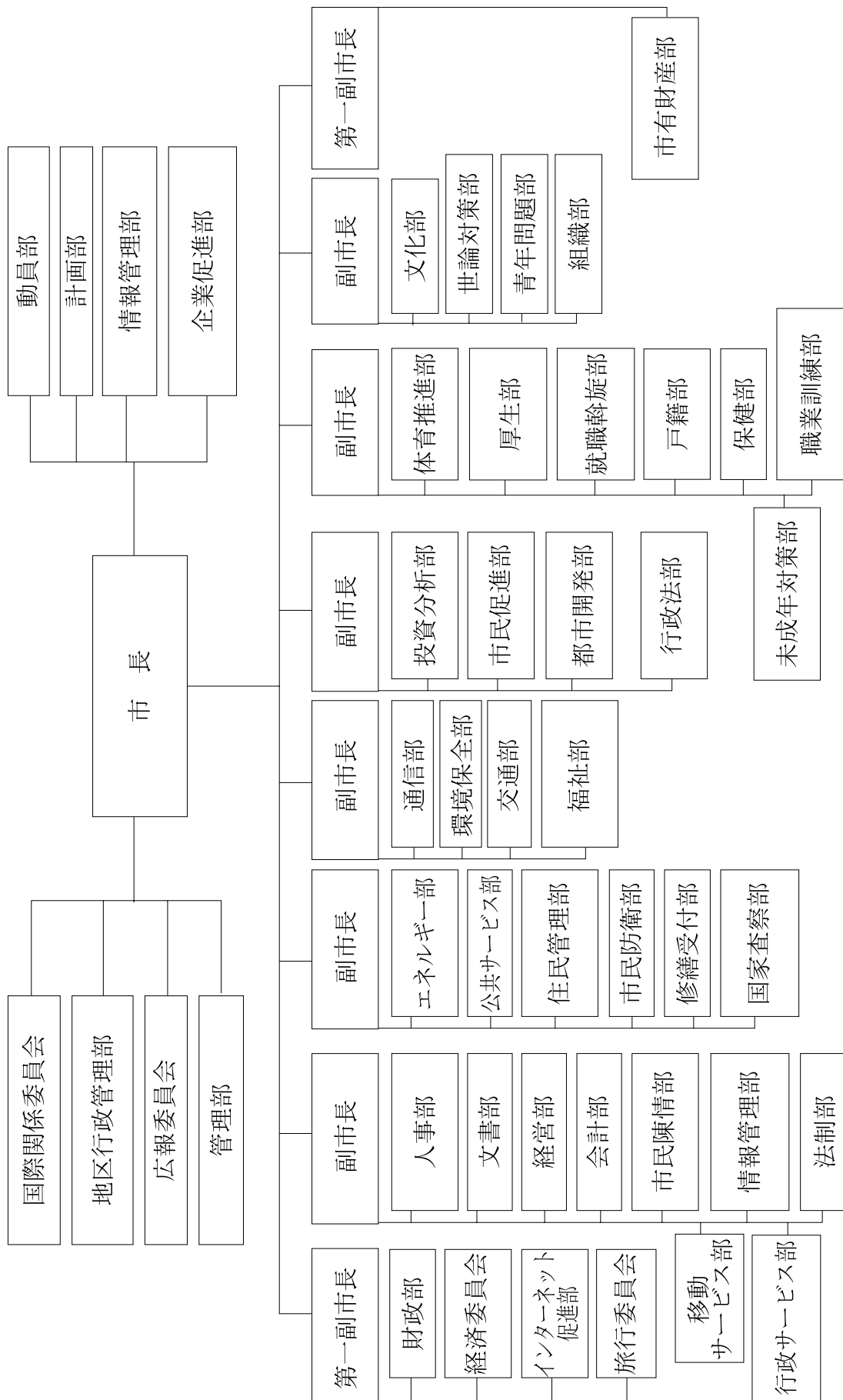
5 市財政の現状

2004 年のウラジオストク市予算は、歳入額が 35 億 5,413 万 3,000 ルーブルであるのに対して、歳出額は 38 億 4,224 万 9,000 ルーブルで、2 億 8,811 万 6,000 ルーブルの赤字となっている。

歳入をみると、税収が 24 億 1,033 万 5,000 ルーブルであり、歳入総額の 67.8 パーセントを占めている。これに対して非税収入は 3 億 7,027 万 5,000 ルーブル、歳入総額の 10.4 パーセントとなっている。補助金は 5,347 ルーブル、交付金は 66 万 7,626 ルーブルであり、この二つの資金が歳入総額で占める割合はそれぞれ 0.0001 パーセント、0.019 パーセントにすぎない。主要な歳入項目と金額は、以下のとおりである。

- 税 収 24 億 1,033 万 5,000 ルーブル
- 利潤税 17 億 3,091 万 6,000 ルーブル
- 法人税 16 億 1,588 万 6,000 ルーブル
- 商品税 6,463 万 1,000 ルーブル
- 財産税 2 億 7,990 万 2,000 ルーブル
- 天然資源利用税 8,055 万 8,000 ルーブル

ウラジオストク市の機構図



ロシア連邦法「ロシア連邦における地方自治の一般原則について」

国家議会の採択 2003 年 9 月 16 日

連邦会議の採択 2003 年 9 月 24 日

本連邦法はロシア連邦憲法に基づいて、ロシア連邦内の地方自治体の法的、区域的、機構的、経済的な一般原則を制定し、地方自治の実現を国家が保障するものである。

第一章 一般規定

第1条 地方自治

1. 地方自治は、ロシア連邦憲法が制定する国家原則の一つを構成し、ロシア連邦全土における地方自治の実現が受け入れられ、保障される。
2. ロシア連邦の地方自治は、国民による権力実現の形態である。その実現は、ロシア連邦憲法と連邦法で制定されている範囲内で保障される。連邦法、ロシア連邦主体の法律で制定されている場合には、住民の自己責任に基づく自発的な決定が直接、または地方自治体をとおして地域の歴史と伝統を考慮に行われる。

第2条 基本的な用語と概念

1. 本連邦法の目的のために、以下のような基本的な用語と概念が用いられる。
 - 「入植農村－村落」の一般的な集合体であり、地方自治は直接的に住民によって、または地方自治体の選出機関とその他の機関をとおして実現される。
 - 「入植都市－町」またはそのベッドタウンであり、地方自治は直接的に住民によって、または地方自治体の選出機関とその他の機関をとおして実現される。
 - 「入植地－都市」または農村
 - 「地区（自治区）－複数の居住区」から構成される
 - 「市－自治区」を構成しない市の居住区
- 連邦的な意義を有する市（モスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市）の内部区分－連邦的な意義を有する市の一部を構成し、その区域内では地方自治は直接的に住民によって、または自治体選出機関とその他の諸機関をとおして実現される。
- 自治体－都市居住区または農村居住区、地区、市行政区、または連邦的な意義を有する市の内部の地区
- 自治体の諸問題－自治体の住民生活を直接的に保障する問題であり、その解決はロシア連邦憲法と本連邦法に基づいて住民、または地方自治体が自主的に行う。
- 自治体間の諸問題－地方自治にかかわる諸問題の一部であり、その解決は

本連邦法と自治体の法律に基づいて住民、または地方自治体が自主的に行う。

地方自治体－住民によって直接選出される、または自治体の代表機関によって構成される諸機関であり、自治体の諸問題を解決する固有の権限を共有する。

代議員－居住区、自治体、市の行政区、連邦的な意義を有する市の内部の地区の代表機関の構成員。

自治体の役職者－選出に基づき契約を交わした者であり、自治体の諸問題の解決または自治体の活動にかんする執行処理の権限を有する。

自治体の選出役職者－自治体の役職者であり、自治体内で秘密投票の条件下で有権者による平等、直接投票で選出される。

自治体の選出機関のメンバー－自治体選挙で選出される自治体の選出役職者。

自治体の法令－地方自治体の問題と地方自治体に委譲された個々の国家的な権限の行使にかんする問題。国家的な権限の内容については、連邦の法律と連邦主体の法律で制定される。

農村地区と自治体地区の行政上の中心地－地域の歴史、社会的なインフラに基づいて制定され、連邦主体の法律にしたがって関連自治体の代表機関が設置される。

2. ロシア連邦の法律に基づいて「地方」と「自治体」という言葉は自治体機関では同一の意味を有することがある。

第3条 地方自治の実現へのロシア連邦市民の権利

1. ロシア連邦市民は、住民投票、自治体選挙、その他の直接的な意思表示、さらには自治体の選挙機関をとおして直接的に地方自治を行使する。

自治体に常住、または長期間にわたって居住する外国人は、ロシア連邦の国際協定と連邦の法律に基づいて地方自治を実現するための権利を有する。

2. 市民は地方自治の実現のために、性別、人種、民族、言語、出生地、財産と社会的な地位、宗教、信条、所属する社会団体に関係なく対等な権利を有する。

3. ロシア連邦憲法、本連邦法律で制定される地方自治を実現するための市民の権利は、連邦の法律によってのみ制限される。その場合には、憲法的な国家制度、他人の理性、健康、権利、正当な利益を擁護し、さらに国防と保安のためのものである。

4. 国家権力連邦機関と連邦主体国家権力機関は、地方自治を実現するために住民の権利を国家的に保障する。

第4条 地方自治の法的な基盤

1. 地方自治の法的な基盤を構成するのは、一般的な原則、国際的な権利規範、ロシア連邦が締結する国際条約、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的意義を有する法令、本連邦の法律、その他の連邦の法律、これらに基づいて公布される

その他の規範的な法令（ロシア連邦大統領の命令と処分、ロシア連邦政府の決定と決議、執行権力連邦機関のその他の法令）、憲法（憲章）、法律、連邦主体その他の法令、自治体憲章、住民投票と住民会議で制定された決定、その他の自治体の法令である。

2. 本連邦の法律で制定された自治体の一般原則の変更は、本連邦の法律を修正、補足する以外の方法では認められない。

第5条 地方自治における国家権力連邦機関の権限

1. 地方自治にかんする国家権力連邦機関の権限は、以下のとおりである。

本連邦の法律で制定されているロシア連邦内の地方自治機関の一般原則の制定。

ロシア連邦の専権事項にかんする法的な規制、ロシア連邦と連邦主体の共同権限内での国家権力連邦機関とその役職者、さらに連邦主体国家権力機関とその役職者の地方自治にかんする権利、義務、責任。

自治体の問題解決にあたって市民とロシア連邦主体国家権力機関、その役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

個々の国家権限の遂行の際の地方自治体とその役職者の権利、義務、責任であり、それらは本連邦法で制定されている手続きに基づいて、連邦の法律で規定される。

2. 地方自治体とその諸機関の関係では、国家権力連邦機関による監督業務は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦の法律で制定されている場合と手続きにおいて実現される。
3. 地方自治の問題でロシア連邦の法令がロシア連邦憲法と本連邦法と抵触する場合は、ロシア連邦憲法と本連邦法が優先される。

第6条 地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関の権限

1. 地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関の権限は、以下のとおりである。

本連邦法で制定されている場合と手続きに基づいて、ロシア連邦主体における地方自治体機関の諸問題の法的な規制。

本連邦で制定されている場合と手続きに基づいて、地方自治の問題におけるロシア連邦主体国家権力機関とその役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

ロシア連邦主体の権限事項とロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限にかんするロシア連邦主体国家権力機関の権限内での地方自治体とその役職者の権利、義務、責任の法的な規制。

個々の国家権限を遂行するにあたって地方自治体とその役職者の権利、責任、義務の法的な規制。この規制は、本連邦法で制定されている手続きにしたがってロシア連邦主体の法律で明確にされる。

2. 地方自治体とその諸機関の関係にかんするロシア連邦主体国家権力機関の

監督業務は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦の法令で制定されている場合と手続きに基づいてロシア連邦主体の法律にしたがって実現される。

3. 地方自治体の諸機関の問題を規制し、地方自治体とその役職者の権利、義務、責任を制定するロシア連邦主体の憲法（憲章）、法律、その他の法令がロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、その他の連邦法に抵触する場合には、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、その他の連邦の法令が優先される。

第7条 自治体の法令

1. 地方の問題にかんする自治体の法令は、直接的には自治体住民、自治体諸機関、その役職者によって制定される。
2. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律によって地方自治体に委譲されている個々の国家権限実現の問題では、関連する連邦の法律とロシア連邦主体の法律で定められている原則と規定をもとに地方自治体の法令が採択される。
3. 地方自治体が採択した自治体の法令は、自治体内では遵守されなければならない。

自治体の法令の未履行にたいしては、市民、組織の指導者、国家権力機関の役職者、地方自治体の役職者は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律にしたがって責任を負う。

4. 地方自治体の法令は、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、本連邦法、ロシア連邦主体の憲法（憲章）、法律、その他の法令に抵触してはならない。
5. 連邦の法律、またはその他のロシア連邦の法令、ロシア連邦主体のその他の法令が地方自治体の問題、地方自治体の権利、義務、責任、さらには地方自治体の役職者の問題で、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的な意義を有する法令、連邦の法律、ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関間の権限事項分割協定に抵触していると地方自治体が判断した場合には、関連裁判所で判断される。

第8条 自治体間の協力

1. ロシア連邦各主体のなかの地方自治体間の相互協力関係のために、自治体の全体的な利益の表明と擁護のために、ロシア連邦主体には自治体会議を創設する。
2. 国家権力連邦機関に課せられた利益の表明、ロシア連邦自治体と国際組織、さらには外国の法人との協力関係の構築を含む自治体間の相互協力関係の組織化、ロシア連邦主体自治体会議の創設、ロシア連邦の自治体の全体的な利益の表明と擁護のために、ロシア連邦主体の自治体会議は全ロシア自治体連合を創設する。
3. 自治体の地域性とその原則の特殊性を考慮したうえで、ほかの自治体連合

体を創設することができる。

4. 自治体にかかわる諸問題を解決するために、資金、経済的な協力、その他の財源を統合する目的で、連邦の法律、自治体代表機関の法令にしたがって自治体協会、経済同盟、その他の自治体間組織を創設できる。この目的のために、自治体は協定と合意書を交わすことができる。これらの自治体組織は、地方自治体の権限を有しない。

第9条 公的標章と自治体

1. 地方自治は、市、農村、地区、連邦的な意義を有する市内の地区を単位にロシア全土で実現される。
2. 自治体間の境界線は、本連邦法第11条から第13条までに盛り込まれている要件にもとづいてロシア連邦主体の法律で制定され、変更される。

第10条 自治体の区域

自治体は連邦の法律に基づいて、地元の歴史、文化などを反映する公的標章を制定できる。

第11条 自治体の境界線

1. 自治体の境界線は、以下の項目にもとづいて制定され、変更される。
 - (1) 人口密度の低い地域をのぞくロシア連邦主体内の地帯は、居住区単位で分割される。
 - (2) 市と人口密度が低い居住区をのぞくすべての地域が、自治体としての地区を構成する。
 - (3) 土地利用の状況、伝統的な自然資源の利用などを考慮して、自治体が特定される。
 - (4) 土地の利用目的や所有形態に関係なく、すべての土地が自治体の枠内に入る。
 - (5) 市の居住区内には、一つの市、または付属地を有する居住区、自治体ではない農村が存在する。
 - (6) 農村の居住区内には、原則として人口1,000人以上の農村が存在する。
 - (7) 人口が1,000人以下の農村は原則として、市居住区、または農村居住区とはならない。
 - (8) ロシア連邦主体の法律に基づいて、さらにはロシア連邦主体の人口分布を考慮して、人口1,000人以下の農村の地位が制定される。
 - (9) 人口密度が低く、人口が100人以下の居住区は、その地域の住民集会で決定されれば、独立した居住区とはならない。
 - (10) 領地の面積は、住民の人口を考慮に制定される。
 - (11) 居住区の境界線は、行政中心地までの距離を考慮に入れて制定される。
 - (12) 居住区の境界線は、隣の境界線と抵触しない。
 - (13) 居住地は、他の居住区のなかに存在することはない。
 - (14) 市有地は、地区自治体の所有地を構成しない。

(15) 地区自治体の境界線は、居住地間の問題を解決するために必要な要件を考慮に入れて制定される。

(16) 地区自治体の境界線は、居住区の境界線と抵触しない。

2. 市の地位を付与される居住区は、地方自治体が諸問題を独立して解決するために必要な社会的基盤、交通網の整備、その他のインフラ状況を考慮したうえで、ロシア連邦主体の法律で制定される。

3. 人口密度の低い居住区は、ロシア連邦主体、地区自治体に編入される。

第 12 条 地方自治体境界線の変更

1. 地方自治体の境界線の変更は、住民、地方自治体、ロシア連邦主体国家権力機関、国家権力連邦機関の発議に基づいて、そして本連邦法にしたがってロシア連邦主体の法律によって制定される。地方自治体境界線の変更にかんする住民のイニシアティブは、連邦の法律で制定されている手続き、住民投票で発議するためのロシア連邦主体の法律に基づいて採択される手続きにそって実現される。地方自治体境界線の変更にかんする地方自治体と国家権力機関のイニシアティブは、該当する地方自治体、国家権力機関の決定によって制定される。

2. 地区自治体の境界線の変更は、本連邦法第 24 条第 3 項に基づく住民投票、または該当地区自治体の代表機関の意見を考慮に入れた市民集会で表明される住民の同意にしたがって実行される。

3. 居住区境界線の変更は、本連邦法第 24 条第 3 項に基づく住民投票、または該当居住区の代表機関の意見を考慮に入れた市民集会で表明される住民の同意にしたがって実行される。

第 13 条 地方自治体の再編

1. 地方自治体の再編の対象となるのは、自治体間の合併、地方自治体の分割、市自治体の地位の変更である。

2. 地方自治体の再編は、住民の提唱に基づいてロシア連邦主体の法律によって実現される。または、本連邦法にしたがって地方自治体、ロシア連邦主体国家権力機関、国家権力連邦機関によって行われる。地方自治体の再編にかんする住民の提唱は、制定される連邦の法律とそれに基づいて採択される住民投票のためのロシア連邦主体の法律の手続きにしたがって行われる。地方自治体の再編にかんする地方自治体と国家権力機関の提唱は、該当する地方自治体、国家権力機関の決定によって進められる。

3. 複数の居住区の合併は、本連邦法第 24 条第 3 項に盛り込まれている投票方法、または市民集会での投票でもって各居住区の住民の合意のもとで実施される。

4. 複数の地区自治体の合併は、該当する自治体の代表機関で表明される住民の意見を考慮に入れて実施される。

5. 自治体の分割は、本連邦法第 24 条第 3 項に盛り込まれている投票方法、ま

たは市民集会での投票でもって各居住区の住民の合意のもとで実施される。

6．地区自治体の分割は、地区自治体の代表機関で表明される住民の意見を考慮に実施される。

7．市居住区の地位の変更は、該当する自治体住民の合意を基盤にロシア連邦主体の法律によって実施される。

第三章 自治体の権限

第14条 自治体の管轄事項

1．地方自治体の専権事項は以下のとおりである。

- (1) 自治体財産の作成、承認、執行、そして当財産の執行管理
- (2) 地方税と徴税の制定、変更、廃止
- (3) 自治体財産の所有、利用、処分
- (4) 自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備
- (5) 自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く。
- (6) 自治体内の低所得者の保護
- (7) 自治体内の公共交通の整備
- (8) 自治体内の自然災害の復旧
- (9) 自治体内の火災予防活動
- (10) 自治体住民のための郵便、食堂、商業、日常サービスの確保
- (11) 住民のための図書館サービスの提供
- (12) 住民のための文化サービスの提供
- (13) 歴史的な記念碑の保護
- (14) 自治体住民のスポーツ促進
- (15) 住民のための余暇施設の整備
- (16) 連邦の法律に基づく自治体内の特定住民のための保護観察
- (17) 文書館の整備
- (18) ゴミ収集と運搬の整備
- (19) 自治体内の土地と森林の整備
- (20) 自治体内の建設計画、緑化整備、土地利用の制定
- (21) 通りとアパート番号の整備

2．地方自治体は、その他の諸問題を解決する権利を有する。ただし、別の自治体、国家権力機関にかかわるものは除く。

第15条 地区自治体の専権事項

1．地区自治体の専権事項は以下のとおりである。

- (1) 地区自治体予算の立案、承認、執行。当該予算の執行管理
- (2) 地区自治体の地方税と徴税の制定、修正、廃止
- (3) 地区自治体の所有財産の利用と処分
- (4) 地区自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備

- (5) 地区自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く。
- (6) 地区自治体内の公共交通の整備
- (7) 地区自治体内の自然災害の復旧
- (8) 地区自治体内の警察による社会秩序の維持
- (9) 環境保全のための自治体間の協力
- (10) 地区自治体内の生産施設にたいする環境保全対策
- (11) 義務教育機関の整備
- (12) 緊急治療を含む医療機関の整備
- (13) 土地の緑化推進
- (14) 連邦の法律に基づく自治体内の特定住民のための保護観察
- (15) 文書館の整備
- (16) 自治体関連の文書の保存
- (17) 埋葬事業
- (18) ゴミ収集と運搬の整備
- (19) 図書館の整備
- (20) 地区自治体内への公正な予算配分の確立

第16条 自治体としての市の専権事項

1. 自治体としての市の専権事項は、以下のとおりである。

- (1) 市自治体予算の立案、承認、執行。当該予算の執行管理
- (2) 市自治体の地方税と徴税の制定、修正、廃止
- (3) 市自治体の所有財産の利用と処分
- (4) 市自治体内の電気、暖房、ガス、水道の整備
- (5) 市自治体内の道路の整備と建設。ただし、連邦と連邦主体の管理する道路を除く。
- (6) 市自治体内の低所得者の保護
- (7) 市自治体内の公共交通の整備
- (8) 市自治体内の自然災害の復旧
- (9) 地区自治体内の警察による社会秩序の維持
- (10) 自治体内の火災予防活動
- (11) 環境保全のための自治体間の協力
- (12) 地区自治体内の生産施設にたいする環境保全対策
- (13) 義務教育機関の整備
- (14) 緊急治療を含む医療機関の整備
- (15) 郵便、食堂、商業、日常サービスの確保
- (16) 図書館の整備
- (17) 余暇と文化サービスの充実
- (18) 歴史的な記念碑の保護

- (19) スポーツ促進
- (20) 大衆休暇施設の整備
- (21) 特定住民のための保護観察
- (22) 文書館の整備
- (23) 埋葬事業
- (24) ゴミ収集と運搬の整備
- (25) 土地と森林の整備
- (26) 建設計画、緑化整備、土地利用の制定
- (27) 通りとアパート番号の整備

2. 地方自治体は、隣接する自治体と抵触しないその他の問題を解決する権利を有する。

第 17 条 地方自治体にかかわる諸問題を解決するための自治体の権限

1. 地方自治体の問題を解決するために、市、地区の自治体は以下の権限を有する。

- (1) 自治体憲章の採択、その修正と補足、自治体法令の公布
- (2) 自治体の公式標章の制定
- (3) 自治体企業・施設の創設、予算化、配置
- (4) 連邦の法律での規定がないかぎり、自治体企業のサービス料金の制定
- (5) 自治体選挙、住民投票、議員召還投票、自治体選挙機関の議員選挙、自治体役職者の選挙、自治体境界線変更の選挙、自治体構成にかんする選挙の物質的、技術的な準備と施行
- (6) 自治体の社会・経済的な総合発展計画の採択と実施。自治体の経済状況、社会分野にかんする統計のための資料収集。ロシア連邦政府が制定する手続きに基づく国家権力機関への当該資料の提出
- (7) 自治体法令とその他の公式情報を公表する機関の設立
- (8) 連邦の法律に基づく国際・対外経済関係の実現
- (9) 本連邦の法律と自治体憲章に基づくその他の権限

2. 自治体憲章に基づいて自治体は、社会的に有意義な活動に市民を参加させるための決定を行う。

社会的に有意義な活動とは、特殊な専門的訓練を必要としない内容である。

社会的に有意義な活動に参加する場合、本務に拘束されない自由な時間であればならず、三ヶ月に一回を超えることがあってはならない。この活動は、一回において四時間を超えてはならない。

3. 本条で制定されている自治体の権限は、自治体が自主的に行使する。ある自治体とその役職者が、別の自治体とその役職者に従属することは認められない。

第 18 条 地方自治体の権限にたいする法的規制の原則

1. 自治体の権限事項項目は、本連邦の法の修正、補足する以外の方法で変更

することはできない。

2. 自治体権限の決定のために生じる財政支出は、自治体予算から歳出される。
連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定されている手続きに基づいて、当該義務は連邦予算、連邦予算外資金、ロシア連邦主体予算から歳出される。

第四章 地方自治体による国家権限の代行

第 19 条 自治体の個々の国家業務の分担

1. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定されている自治体の権限とは、本連邦法で自治体の権限事項に入っていない諸事項にかんして、自治体に委譲されている個々の国家権限のことである。
2. 自治体の国家権限の分担は連邦の法律、ロシア連邦主体の個々の国家権限ーロシア連邦主体の法律に基づいて実現される。自治体の個々の国家権限の負担は、その他の法令に基づくことがあってはならない。
連邦の法律に抵触しない限りにおいて、ロシア連邦とロシア連邦主体の共同権限にかんする自治体の個々の国家権限の負担は認められる。
3. 自治体に委譲される個々の国家権限は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律でその他の事項が制定されていない場合に限り、自治体の実現する。
4. 自治体は無期限で、個々の国家権限を実現する。当該権限に一定の期限を有しているならば、その期限で効力を有する。
5. 自治体に委譲される個々の国家権限を実現するための財政は、該当予算からの自治体予算への補助金で保障される。
自治体憲章に盛り込まれている場合には、自治体は委譲されている個々の国家権限を実現するために、固有の物質的な財源を補足的に利用する権限を有する。
6. 自治体による個々の国家権限を盛り込む連邦の法律とロシア連邦主体の法律は、以下の事項を含まねばならない。
 - (1) 自治体の類型または名称
 - (2) 該当する権限を実現するにあたっての自治体の権利と任務、さらには国家権力機関の権利と任務の一覧表
 - (3) 連邦または地方の国家的最低限の社会的な水準を含む該当権限を実現するにあたって、連邦予算、ロシア連邦主体の予算に適応される配分規範
 - (4) 自治体財産に委譲される項目一覧表
 - (5) 自治体に委譲された個々の国家権限を実現した際の自治体の報告手続き
 - (6) 自治体に委譲された個々の国家権限の実現にたいする国家権力機関による監督手続き
 - (7) 自治体に委譲されている個々の国家権限を担う自治体の執行停止の要件と手続き
7. 自治体が担う個々の国家権限を盛り込む連邦法とロシア連邦主体の法律の規定は、毎年度の予算執行にかんする連邦の法律に基づく。

第 20 条 自治体による個々の国家権限の実現

1. 個々の国家権限の実現にあたって、執行権力国家機関とロシア連邦主体執行権力機関は各機関の権限内で、執行するために必要な規範的な法令を公布し、その執行にたいする監督を行使することができる。
2. 司法手続きに基づいて認定された連邦の法律とロシア連邦主体の法律、さらにはロシア連邦のその他の法令の間の齟齬は、先の権限執行を拒否する根拠となる。
3. 自治体は、個々の国家権限の執行にたいして責任を有する。

第 21 条 個々の国家権限を担う自治体にたいする国家的な監督

1. 国家権力機関は、自治体による個々の国家権限の行使にたいする監督を行う。
2. 自治体とその役職者は本連邦法第 19 条に基づいて個々の国家権限に関する文書を該当する国家機関に提出しなければならない。
3. 個々の国家権限を行使する自治体またはその役職者による法律違反が明らかになった場合には、該当国家機関はその違反を排除するための文書を提出することができる。

第五章 地方自治を実現するための自治体住民による直接的な行使と住民参加

第 22 条 住民投票

1. 自治体にかかわる諸問題を住民の直接的な参加によって解決するために、住民投票を実施する。
2. 住民投票は、自治体全域で実施される。
3. 住民投票の実施にかんする決定は、自治体代表機関が採択する。
 - (1) ロシア連邦国籍で、住民投票権を有する住民の提唱に基づく。
 - (2) 有権者連盟やその他の社会団体の提唱に基づく。それらの社会団体の規約には、選挙と住民投票への参加項目を盛り込み、連邦の法令で制定された手続きと期間のもとで登録される。
 - (3) 自治体代表機関と自治体の長の提唱に基づく。
4. 市民、有権者同盟、その他の社会団体の提唱に基づく住民投票実施の要件とは、署名が必要であり、有権者数の 5 パーセント以上でなければならない。

住民投票実施の提唱は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて行われる。

自治体の代表機関と首長の共同提唱の場合には、自治体の代表機関と長の法令によって手続きが行われる。
5. 自治体代表機関は、住民投票実施にかんする提唱が自治体代表機関に提出されてから 30 日以内に住民投票の実施を正式に決定しなければならない。
6. 住民投票には、自治体内の居住するロシア市民は参加権を有する。ロシア市民は、投票にあたって平等で直接的に意思表示できる。

投票結果と住民投票で採択された決定は、連邦広報で公表される。
7. 住民投票で採択された決定は、自治体内では拘束力を有し、なんらかの国家

権力機関、その役職者、または自治体による承認を必要としない。

8. 自治体は自治体憲章で定められている権限分割に基づいて住民投票で採択された決定を遂行されるように保障する。
9. 住民投票の実施にかんする決定と住民投票で採択された決定は、司法手続きに基づいて上告できる。
10. 住民投票への住民の参加権は連邦の法律で保障され、住民投票の準備と実施の手続きはロシア連邦主体の法律で定められる。

第 23 条 自治体の選挙

1. 自治体は秘密投票と平等・直接選挙の眷族のもとで自治体の議員、選出機関のメンバー、自治体の選出役職者の選挙を実施する。
2. 自治体の選挙は、自治体憲章に盛り込まれている期間内に自治体代表機関が決定する。
3. 自治体選挙の実施にあたっては、有権者の平等、決定の手続き、準備、実施、選挙結果の集計はロシア連邦の法律、それに基づいて制定されたロシア連邦主体の法律に基づいて行われる。
4. 自治体選挙の結果は、公表される。

第 24 条 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者のリコールにかんする投票。自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする投票。

1. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者のリコールにかんする投票は住民の発議に基づいて、連邦法で制定されている手続きと住民投票にかんするロシア連邦主体の法律にしたがって実施される。
2. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者をリコールするための原則、上記の者のリコール手続きは、自治体憲章で制定される。
3. 本連邦に記されているように、自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする住民の合意を得るために、自治体の境界線の変更と自治体の再編についての投票を実施する。
4. 自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする投票は、自治体内で実施される。
5. 自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする投票は、連邦の法律とそれに基づいて採択されるロシア連邦主体の法律に定められた手続きにしたがう。
6. 自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする投票は、自治体住民の半数以上が投票すれば、成立したものと見なされる。
7. 議員、自治体の選出機関の構成員、自治体の選出役職者をリコール選挙結果と自治体の境界線の変更と自治体の再編にかんする投票結果は、正式に公表される。

第 25 条 市民総会

1. 投票権を有する住民 100 人を最大人数にして、地域の問題について市民総

会を開催できる。市民総会に住民の半数以上が参加されれば、その総会は法的効力を有する。

2. 市民総会は、自治体の代表機関としての権限を有する。

3. 市民総会は自治体の長、または住民の 10 人以上からなるグループの発議で招集される。

市民総会の開催は、地方行政機関の長が保障する。

4. 市民総会への自治体の選出役職者の参加は、義務付けられている。

5. 市民総会では自治体の長、または市民総会で選出されるそれに相当する者が議長を務める。

6. 市民総会の参加者の半数以上が投票したとき、市民総会の決定は有効となる。

7. 市民総会で採択された決定は、地域内では必ず公表される。

8. 自治体とその役職者は、市民総会で採択された決定を保障する。

9. 市民総会で採択された決定は、公表される。

第 26 条 市民の法案提出権

1. 自治体代表機関が制定した手続きに基づいて、投票権を有する市民グループは法案を提出できる。

法案提出権を有する市民グループの最低人数は自治体代表機関が制定し、投票権を有する自治体内の住民 3 パーセントを超えてはならない。

自治体代表機関が法令を採択していない場合には、連邦の法律に基づいて実施される。

2. 市民の法案提出権を実現する手続きに盛り込まれている自治体法案は、自治体機関または役職者が必ず審議しなければならない。その審議期間は三ヶ月とする。

市民グループの代表者は法案の審議の際に、自分たちの見解を陳述する機会があたえられる。

法案が自治体の専門家会議で審議される場合には、その会議は公開でなければならない。

3. 法案の審議結果で採択された決定は、市民グループに伝達されるまえに文書の形で一般公表されねばならない。

第 27 条 地域社会自治

1. 地域社会自治とは、居住地の一部において市民自身が自主的に、自己責任のもとで結成する組織であり、自治体のかかわる問題で固有の主導権を実現する。

地域社会自治の区域の境界線は、当該区域に住む住民の提案に基づいて居住地の代表機関が制定する。

2. 地域社会自治は居住地において、直接には住民または集会、大会、さらには地域社会自治の機関を創設することによって実現される。

3. 地域社会自治は、以下のような住民の居住地内で実現される。共同アパートの複数の世帯、複数のアパートの住人、小地区の住民、農村の住民、その他の住民の暮らす区域。
4. 地域住民自治の機関は、当該地域に住む市民の集会、または大会で選出される。
5. 地域社会自治は、その憲章が登録された時点で正式に設立されたものと判断される。地域社会自治の登録手続きは、自治体憲章または自治体法令で制定される。

地域社会自治憲章に基づく地域社会自治は法人格を有し、非営利団体として国家登録される。
6. 組織問題にかんする市民集会と地域社会自治の実現は、16 歳以上の住民の過半数以上が参加すれば効力を有する。

組織問題にかんする市民大会と地域社会自治の実現は、16 歳以上で当該地域の過半数以上が出席する市民集会で選出された代議員の三分の二以上が参加すれば効力を有する。
7. 地域社会自治を実現する市民の集会と大会の専権事項は、以下のとおりである。
 - (1) 地域社会自治の組織機関の構成
 - (2) 地域社会自治憲章の採択、修正、補足
 - (3) 地域社会自治の機関構成員の選出
 - (4) 地域社会自治の基本活動方針の作成
 - (5) 地域社会自治の歳出入とその執行報告
 - (6) 地域社会自治機関の活動報告の審議と承認
8. 地域社会自治機関の任務は以下のとおりである。
 - (1) 当該地域住民の利益の表明
 - (2) 市民の集会と大会で採択された決定の執行
 - (3) 当該地域住民の日常生活の要求を満たすための住居、環境整備、その他の経営活動の実現
 - (4) 自治体への法案の提出
9. 地域社会自治憲章には、以下の事項が盛り込まれる。
 - (1) 地域社会自治が実現される区域
 - (2) 地域社会自治の目的、任務、形態、基本的な活動方針
 - (3) 地域社会自治機関の構成、権限停止、権利と義務にかんする手続き
 - (4) 決定採択の手続き
 - (5) 財産獲得の手続き、その財産と予算の利用、処分にかんする手続き
 - (6) 地域社会自治実現の停止にかんする手続き
10. 地域社会自治憲章にたいする自治体の補足的な要求は想定されない。
11. 地域社会自治の機関と実現の手続き、地方自治体からの予算歳出の要件と

手続きは、自治体憲章、又は自治体代表機関の法令で制定される。

第 28 条 公聴会

1. 地域問題にかんする法案を議論するために自治体住民の参加のうえで、自治体代表機関、自治体の長は公聴会を開催できる。
2. 公聴会は、住民、自治体代表機関、自治体の長の提唱で開催される。公聴会が住民、または自治体代表機関の提唱で開催される場合には、自治体代表機関が日時を決定する。自治体の長の提唱の場合には、彼自身が決定する。
3. 公聴会の議事項目は、以下のとおりである。
 - (1) 自治体憲章案、自治体法令の修正と補足
 - (2) 自治体予算案とその執行報告
 - (3) 自治体発展の計画とプログラムの草案
 - (4) 自治体の再編問題
4. 公聴会の準備と開催にかんする手続きは、自治体憲章と自治体代表機関の法令で定められる。そして事前に住民にたいして、開催日時と場所を告知しなければならない。

第 29 条 市民集会

1. 自治体にかんする問題、自治体とその役職者の活動、地域社会自治の実現にかんする審議を行うために、市民集会を開催することができる。
2. 市民集会は住民、自治体代表機関、自治体の長、さらには自治体憲章に記されている場合には地域社会自治団体の提唱で開催される。

市民集会が自治体代表機関、または自治体の長の提唱で開催される場合、提唱する自治体代表機関、または自治体の長が主催する。

住民の提唱で市民集会が開催される場合、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて、自治体代表機関が主催する。

地域社会自治の実現のための市民集会の開催にかんする手続きは、地域社会自治憲章で明記される。
3. 市民集会は、自治体と自治体役職者への請願を採択することができる。そして、自治体と自治体役職者との関係において市民集会の代表者を選出することもできる。

地域社会自治の実現にかんする諸問題を扱う市民集会は、地域社会自治憲章で自分たちの権限となっている諸事項で決定を採択する。
4. 市民集会で採択された請願は、自治体と自治体役職者が必ず検討しなければならない。
5. 市民集会の準備と開催の手続きと市民集会の権限は、本法律、自治体憲章、自治体代表機関の採択する法令、地域社会自治憲章で制定される。
6. 市民集会の総括は公表される。

第 30 条 市民協議会

1. 自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令、地域社会自治憲章に記載さ

れている場合、市民集会の権限は市民協議会（代議員集会）で行使される。

2. 市民協議会（代議員集会）の準備と実施、そして代議員の選出は自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令、地域社会自治憲章で制定される。

3. 市民協議会の総括は公表される。

第 31 条 市民アンケート調査

1. 自治体、自治体役職者、国家権力機関が決定を採択するにあたって、住民の意見を表明、考慮する目的で、市民アンケート調査を自治体全域、またはその一部で実施する。

その結果は、考案されるべき性格を有する。

2. 市民アンケート調査に参加できるのは、投票権を有する自治体住民である。

3. 市民アンケート調査は、以下の提唱で実施される。

(1) 自治体に関連する諸問題を対象に、自治体代表機関、または自治体の長

(2) 自治体の土地利用目的の変更にかんする決定をする目的で、市民の意見を考慮するためにロシア連邦主体国家権力機関

4. 市民アンケート調査の準備と実施にかんする手続きは、自治体憲章、自治体代表機関が採択した法令で定められる。

5. 市民アンケート調査にかんする決定は、自治体代表機関が採択する。市民アンケート調査にかんする自治体代表機関の法令のなかには、以下の事項が含まれる。

(1) 調査実施の日と期間

(2) アンケートに盛り込まれる設問

(3) 調査実施の方法

(4) 調査票の作成

(5) 調査に参加する自治体住民の最低人数

6. 自治体住民にはアンケート調査実施の 10 日以上前に、その旨を告知する。

7. 市民アンケート調査の準備と開催にあたっては、以下のような財政措置が必要とされる。

(1) 自治体の提唱による調査に際しては、自治体予算からの歳出

(2) ロシア連邦主体国家権力機関の提唱による調査に際しては、ロシア連邦主体国家予算からの歳出

第 32 条 地方自治体への市民からの請願

1. 市民は、地方自治体に個人的、集団的に請願する権利を有する。

2. 自治体の役職者は一ヶ月以内に、市民から自治体に提出された請願に文書でもって回答しなければならない。

3. 自治体への市民からの請願を検討する手続きと期間は、ロシア連邦主体の法律、そしてそれに基づいて採択される自治体代表機関の法令で制定される。

4. 自治体役職者は市民からの請願にたいして文書で回答することになっているが、その手続きと期間の違反にたいしてはロシア連邦主体の法律に基づい

て行政責任が発生する。

第33条 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加のその他の形態

1. 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加は本連邦の法律に盛り込まれているが、同時に市民はロシア連邦憲法、本連邦の法律、その他の連邦の法律、ロシア連邦主体の法律に抵触しない形態で地方自治の実現に参加する権利を有する。
2. 住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加は、合法性と自主性を基盤とする。

国家機関とその役職者、自治体とその役職者は、住民による地方自治の直接的実現とその実現への参加に協力しなければならない。

第六章 地方自治体とその役職者

第34条 地方自治体

1. 自治体の機関構成には、以下のものを含む。自治体代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）、自治体監査機関、自治体の諸問題の解決にあたって固有の権限を有し、自治体憲章に盛り込まれるその他の自治体機関。
2. 自治体代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）は、本連邦の法律に盛り込まれた例外のケースをのぞいて必ず設置されねばならない。
3. 自治体諸機関の編成、権限、権限の期間の諸手続き、報告、自治体の従属機関、さらには上記の諸機関の編成と活動にかんするその他の諸問題は、自治体憲章で規定される。

自治体の代表機関、自治体の長、自治体行政機関（執行・処理機関）の名称は、地域の慣習を考慮しながらロシア連邦主体の法律で制定される。

4. 自治体諸機関は、国家権力機関制度を構成しない。

自治体の編成への国家権力機関とその役職者の参加、自治体役職への人選と解職は、本連邦の法律第5条、11条、37条に制定されている場合に限り、その手続きに基づいて執行される。

5. 自治体区域の変更にとまなう自治体諸機関の再編については、住民投票または自治体代表機関で決定される。

自治体諸機関の問題で実施される住民投票、または市民会議は自治体内の住民の提唱の場合は、ロシア連邦主体国家機関がその実施を保障する。

6. 住民投票で採択される自治体諸機関の編成にかんする決定には、以下のことが含まれる。

(1) 自治体諸機関の編成と名称

(2) 本連邦の法律の第36条2項に基づく自治体の長の選出手続きと権限

7. 自治体諸機関の変更は、自治体憲章に盛り込まれている規定以外の方法是用いられない。

8. 自治体諸機関の変更に係る自治体代表機関の決定は、自治体代表機関の権限終了以前に効力を発する。

9. 自治体のための歳出は、該当する自治体の固有歳入のみから執行される。

第 35 条 自治体代表機関

1. 自治体代表機関は、制定されている議員定数の三分の二以上が選出された時点で権限を行使できる。

2. 自治体代表機関は、自治体内で実施される選挙で選出される議員から構成される。

3. 居住区の住民が 100 人以下のところでは、代表機関は設置されない。この場合は、代表機関として市民集会が代行する。

4. 地区自治体の代表機関は、以下のように構成される。

(1) 地区自治体を構成する自治体の長、自治体代表機関の議員

(2) 有権者の平等、直接選挙を基盤に秘密投票で選出される。この際に、一つの選挙区で選出される議員数は、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上になってはならない。

5. 自治体代表機関は、本条の第二項に基づいて形成される。

6. 市街地を含む居住区の代表機関の議員定数は自治体憲章で定められ、以下の議員数よりも下回ることはできない。

7 人－住民数が 1,000 人以下の場合

10 人－住人数が 1,000 人から 10,000 人までの場合

15 人－住人数が 10,000 人から 30,000 人までの場合

20 人－住人数が 30,000 人から 100,000 人までの場合

25 人－住人数が 100,000 人から 500,000 人までの場合

35 人－住人数が 500,000 人以上の場合

7. 地区自治体代表機関の議員定数は自治体憲章で規定されるが、15 人以下であってはならない。

8. 連邦的意義を有する市の自治体代表機関の議員定数は自治体憲章で定められるが、10 以下であってはならない。

9. 自治体代表機関は、法人格を有する。

10. 自治体代表機関の専権事項は、以下のとおりである。

(1) 自治体憲章の採択、その修正と補足

(2) 自治体予算の承認とその執行報告の承認

(3) 徴税にかんするロシア連邦の法律に基づく自治体税の制定、変更、廃止

(4) 自治体発展計画とプログラムの採択、それらの執行報告の承認

(5) 自治体財産の管理、処分の手続きの制定

(6) 自治体企業と施設の創設、再編、廃止、さらには自治体企業と施設のサービス料金の規定にかんする決定採択の手続きの制定

(7) 自治体協力組織への自治体の参加手続きの規定

- (8) 自治体活動への物質的、技術的、組織的な支援手続きの規定
- (9) 自治体関連問題の決定をめぐる自治体とその役職者の執行にたいする監査
11. 自治体代表機関のその他の専権事項は、連邦の法律、それに基づいて採択される自治体憲章、ロシア連邦主体の法律で制定される。
12. 自治体代表機関の法令、自治体税と徴税の制定・変更・廃止、自治体予算からの歳出は、自治体の長の提唱、または彼の同意においてのみ自治体代表機関の審議にかけられる。
13. 自治体代表機関で採択された法令は、署名と公表のために自治体の長に送付される。自治体の長は、自治体代表機関が採択した法令を拒否する権利を有する。この場合、法令は 10 日以内に自治体代表機関に差し戻される。自治体の長が法令を拒否した場合、その法令は自治体代表機関で再審議される。その法令が再審議の結果、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上で採択された場合には、その法令は 7 日以内に自治体の長によって署名され、公表される。
14. 自治体憲章に基づいて自治体代表機関の活動を組織化するのは、自治体の長である。この役職者が自治体行政機関の長である場合には、自治体代表機関で議員のなかから選出された自治体代表機関の議長である。
15. 自治体代表機関の活動のための歳出は、ロシア連邦予算歳出法に基づいて自治体予算のなかに項目が盛り込まれる。
16. 自治体代表機関の権限はその編成手続きに関係なく、本連邦法第 73 条に記されている手続きと規定に基づいて解散と同時に停止する。自治体代表機関の権限は、以下のケースが発生した時点で停止する。
- (1) 自治体代表機関が自己解散の決定を採択した場合。この場合、自己解散にかんする決定は、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて採択される。
- (2) 自治体代表機関の議員構成にかんする非合法性を共和国、地方（クライ）、州、連邦的な意義を有する市、自治州、自治区の各最高裁判所が採択された場合。
- (3) 自治体が再編された場合。
17. 任期満了前の自治体代表機関の権限停止は、その代表機関議員の任期満了前の権限停止となる。
- 第 36 条 自治体の長
1. 自治体の長は自治体の最高役職者であり、本条項に基づく自治体憲章によって自治体にかんする問題解決にあたって固有の権限を有する。
2. 自治体の長は、以下のように自治体憲章に基づく。
- (1) 自治体の首長選挙で選出されるか、または自治体代表機関選挙で選出された議員のなかから選出される。
- (2) 自治体の首長選挙で選出された場合、自治体代表機関の議決権を有する構

成員としてその機関の議長となるか、または自治体行政機関を主宰する。

- (3) 自治体代表機関で選出された場合、自治体代表機関の議長となる。
- (4) 自治体代表機関の議長と自治体行政機関の長を兼任できない。
- (5) 本連邦法第 35 条第 4 項 (1) に基づいて地区自治体代表機関を組織化する場合、地区自治体代表機関議長となる。
- 3. 人口 1,000 人以下の居住区の自治体では、自治体の長はその選出方法に関係なく、居住区の代表機関議長と自治体行政機関の長を兼任できる。この場合、自治体代表機関は法人格を有しない。
- 4. 自治体の長は、本条第 2 項に定められている権限内で以下の事項を実現する。
 - (1) その他の自治体、国家権力機関、市民と組織との関係において当該自治体を代表し、その自治体の名において活動する。
 - (2) 自治体の代表機関が採択する法令を、自治体憲章に制定されている手続きに基づいて署名し、公表する。
 - (3) 権限内で法令を施行する。
 - (4) 自治体代表機関の本会議臨時会の招集を要請する。
- 5. 自治体の長は、住民と自治体代表機関に従属し、報告義務を負う。
- 6. 自治体の長の権限は、以下の場合に停止する。
 - (1) 死亡
 - (2) 自己都合による退職
 - (3) 本連邦法第 74 条に基づく解職
 - (4) 裁判所による職務不能、または一部不能の認定
 - (5) 裁判所による理由なき不在の認定と死亡認定
 - (6) 裁判所による有罪判決
 - (7) ロシア連邦外での永住を目的とした渡航
 - (8) ロシア連邦国籍剥奪
 - (9) 有権者によるリコール
 - (10) 自治体の長としての職務を遂行するための健康障害の裁判所による認定
 - (11) 自治体の長が自治体代表機関の長である場合、自治体代表機関が任期満了前に権限を停止したとき

第 37 条 自治体行政機関

- 1. 自治体行政機関（執行・処理機関）は自治体にかかわる問題にかんして自治体憲章で明記されている権限、そして連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限を実現するための権限を有する。

自治体行政機関を指導するのは、統一原則に基づく自治体行政機関の長である。
- 2. 自治体行政機関の長になるのは自治体の長、または自治体憲章に基づいて競争原理で選出され契約で結ばれた自治体行政機関の長である。

3. 自治体行政機関の長のための契約の要件は、農村自治体代表機関によって承認される。地区（都市）自治体行政機関の長のための契約の要件は、地区（都市）自治体代表機関によって承認される。地域の諸問題の解決にかんする権限を行使するものについてはロシア連邦主体の法律で、自治体に委譲されている個々の国家権限の行使にかんするものは連邦の法律とロシア連邦主体の法律で定められる。
4. 農村自治体憲章に基づく契約で自治体行政機関の長に任命された人物、地区（都市）自治体行政機関の長に任命された人物にあっては地区自治体憲章とロシア連邦主体の法律において、自治体行政機関の長の候補者についての規定が盛り込まれる。
5. 自治体行政機関の長の競争選出の実施手続きは、自治体代表機関が制定する。競争選出の手続きは試験実施の 20 日以内に、競争要件、実施の日と時間と場所にかんする情報、契約案を盛り込み、公表しなければならない。

自治体の選考委員会の構成メンバーの定数は、自治体代表機関が制定する。

農村選考委員会の構成メンバーは、農村代表機関が任命する。地区（都市）自治体の選考委員会の構成メンバーは、その三分の二の委員を自治体代表機関が任命する。残りの三分の一の委員は、ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）の提案に基づいてロシア連邦主体国家権力立法（代表）機関が任命する。
6. 試験の結果に基づいて選考委員会が提示する候補者のなかから、自治体代表機関が自治体行政機関の長を選出する。

自治体行政機関の長との契約は、自治体の長が締結する。
7. 自治体行政機関は、法人格を有する。
8. 自治体行政機関の構成は、自治体行政機関の長の提案に基づいて自治体代表機関が承認する。自治体行政機関の構成は、自治体行政機関の部局と支所からなる。
9. 自治体行政機関の長は、教師、研究活動、その他の創造活動をのぞく企業活動をはじめ有給の活動を行ってはならない。
10. 契約に基づいて就く自治体行政機関の長の権限は、以下の場合に任期満了前に停止する。
 - (1) 死亡
 - (2) 自己都合による退職
 - (3) 本連邦法第 11 条に基づく契約破棄
 - (4) 本連邦法第 74 条に基づく解職
 - (5) 裁判所による職務不能、またはその一部不能の認定
 - (6) 裁判所による失踪、または死亡の宣告
 - (7) 裁判所による有罪判決
 - (8) ロシア連邦以外での永住目的とする渡航

(9) ロシア連邦国籍の剥奪

11. 自治体行政機関の長との契約は双方の合意のもとで、または宣言を基盤に司法手続きにそって破棄できる。

(1) 自治体代表機関、または自治体の長が、自治体の諸問題の解決にかんして契約要件に違反した場合

(2) ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）が、連邦の法律とロシア連邦主体の法律に基づいて自治体に委譲されている個々の国家権限の実現にかんして契約要件に違反した場合

(3) 自治体行政機関の長が、自治体またはロシア連邦主体国家権力機関が契約要件に違反した場合

第 38 条 自治体監査機関

1. 自治体監査機関（会計監査局と監査委員会など）は、自治体予算の執行、自治体予算案の作成と審議にかんする制定された手続きの遵守のために、さらには自治体所有財産の管理と処分についての制定された手続きの遵守を監督するために設置される。

2. 自治体監査機関は、自治体憲章に基づいて自治体内の選挙、または自治体代表機関によって開設される。

3. 自治体監査機関による審査結果は公表される。

4. 自治体とその役職者は、自分たちの権限にかかわる諸問題で必要とする情報と文書を自治体監査機関に提出しなければならない。

第 39 条 自治体選挙管理委員会

自治体選挙管理委員会は、自治体選挙、住民投票、議員リコールにかんする投票、自治体選出機関委員の選挙、自治体役職者の選挙、自治体境界線の変更にかんする投票、自治体の再編投票の準備と実施を担当する。

第 40 条 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の各地位

1. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者には、自分の権限を実現するにあたっていかなる障害も受けないことが保障される。

2. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の任期は自治体憲章で制定され、2 年以上で 5 年以下でなければならない。

3. 議員、自治体選出機関の委員、自治体役職者の権限は選出された日に発生し、新しいメンバーが活動を開始した日でもって停止する。

4. 自治体役職者の任期の変更にかんする決定、さらには自治体選出役職者の権限事項の変更にかかわる決定は、該当する決定の効力が発生したあとに選出された役職者にのみ適応される。

5. 自治体選出役職者は本連邦法と自治体憲章に基づいて、常勤職として権限を行使する。

自治体代表機関の議員は原則として、非常勤職として権限を行使する。

自治体代表機関の定数の 10 パーセントを超えない範囲内で議員は、常勤職

として勤務することができる。この場合、自治体代表機関の定数が10名以下の自治体では1人とする。

6. 自治体選出役職者は、ロシア連邦議会国家会議の議員、ロシア連邦議会連邦会議の議員、ロシア連邦主体国家権力立法（代表）機関の議員、ロシア連邦主体国家役職者、国家局の役職者、自治体局の役職者を兼任することはできない。
7. 常勤職で権限を執行する議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者は教師、科学、創造活動をのぞく企業活動とその他の有給活動を行ってはならない。
8. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者の権利は保障される。
9. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者は、自分の発言、立場、投票行動で刑事・行政責任を負うことはない。
10. 自治体議員、自治体選出委員、自治体選出役職者の権限は、以下の場合には任期満了前に停止する。
 - (1) 死亡
 - (2) 自己都合による退職
 - (3) 裁判所による職務不能、またはその一部不能の認定
 - (4) 裁判所による失踪、または死亡の宣告
 - (5) 裁判所による有罪判決
 - (6) ロシア連邦以外での永住目的とする渡航
 - (7) ロシア連邦国籍の剥奪
 - (8) 有権者によるリコール
 - (9) 自治体当該機関の権限の任期満了前の停止
 - (10) 本連邦法に制定されているその他の場合

第41条 法人格としての地方自治体

1. 自治体の名において、財産上とその他の権利、義務を取得し、実現する。
2. 地方自治体は本連邦法と自治体憲章に基づいて法人格を有し、管理業務を遂行するために設立された自治体企業を設立し、連邦の法律に基づいて法人格としての国家登録を提出する。

法人格としての自治体の国家登録の根拠となるのは自治体憲章、法人格を有する自治体の当該機関設立にかんする決定である。

これに関連して自治体憲章に規定がない場合には、国家登録の根拠となるのは以下のとおりである。

- (1) 自治体代表機関の本会議議事録、法人格を有する自治体代表機関の決定
- (2) 法人格を有する自治体当該機関の設立にかんする自治体代表機関の決定
3. 法人格を有する自治体行政機関の国家登録の根拠となるのは、当該機関の設立にかんする自治体代表機関の決定とこれにかんする自治体代表機関の規定である。

第 42 条 自治体サービス機関

自治体サービス機関の役職者を含む自治体サービス機関にたいする法的規制、自治体サービス機関の地位の確定、自治体サービス機関の設立の要件と手続きは連邦の法律、それに基づいて制定されるロシア連邦主体の法律、自治体憲章に規制される。

第七章 地方自治体の法令

第 43 条 自治体の法令体系

1. 自治体の法令に含まれるのは、以下の通りである。
 - (1) 自治体憲章
 - (2) 住民投票（市民集会）で採択された法令、自治体代表機関の法令とその他の決定
 - (3) 自治体憲章に盛り込まれている自治体の長の法令、自治体行政機関の長、自治体役職者の決定と処分
2. 自治体憲章と住民投票（市民集会）で採択された決定は自治体法令体系のなかでは上級法であり、直接的な効力を有し、自治体の全域で適応される。
その他の自治体法令は自治体憲章と住民投票（市民集会）で採択された法令に抵触してはならない。
3. 連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体憲章で自分たちの権限になっている自治体代表機関は、自治体内で執行のために義務となっている決定を採択する。
4. 自治体の長は自治体憲章と自治体代表機関の決定で制定されている権限内で、自治体代表機関の活動の問題にかんする決定と処分を発表できる。その場合には、自治体の長が自治体代表機関の議長、または自治体の長が自治体行政機関の長であるときに限られる。
5. 自治体代表機関の議長は、自治体代表機関の活動の問題で決定と処分を発表する。
6. 自治体行政機関の長は、連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体憲章、自治体代表機関の法令で制定されている権限内で、連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限の実現にかんする諸問題で決定を発表する。加えて、自治体行政機関の活動組織化の問題で処分を発表する。
7. その他の自治体役職者は、自治体憲章で自分たちの権限になっている諸問題で処分と命令を発表する。

第 44 条 自治体憲章

1. 自治体憲章は、以下の事項を制定する。
 - (1) 自治体の名称
 - (2) 自治体の管轄事項
 - (3) 自治体の諸問題の解決への住民参加の形態、手続き、保障

- (4) 自治体諸機関の構成とその手続き
 - (5) 自治体選出機関、その他の自治体諸機関、自治体役職者の名称と権限
 - (6) 自治体法令の種類、採択の手続き、公表の手続き
 - (7) 自治体代表機関、議員、その他の自治体選出機関、自治体選出役職者の任期、さらには上記の機関と役職者の権限停止の根拠と手続き
 - (8) 自治体とその役職者の責任の種類、この引責理由、関連する問題の決定、さらには自治体選出役職者の住民によるリコールの根拠と手続き、自治体選出機関と自治体選出役職者の任期満了前の権限停止の根拠と手続き
 - (9) 自治体予算の作成、承認、執行の手続き。さらにはロシア連邦予算法に基づく予算執行の監査の手続き
 - (10) 自治体憲章の修正と補足の続き
2. その他の自治体組織化の諸問題は、連邦の法律、ロシア連邦主体の法律に基づいて自治体憲章で決められる。
3. 自治体憲章は自治体代表機関が採択する。有権者数が 100 名以下の農村では、住民集会で直接に採択される。
4. 自治体憲章案、自治体憲章の修正と補足にかんする自治体法案は、審議開始の 30 日前に公表される。
5. 自治体憲章、自治体憲章の修正と補足にかんする自治体法令は、自治体代表機関の議員定数の三分の二以上で採択される。
6. 自治体憲章、その修正と補足にかんする自治体法令は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて法務機関で国家登録を行う。自治体憲章とその修正と補足にかんする自治体法令の国家登録が拒否されるのは、以下のとおりである。
- (1) 連邦の法律、それに基づいて採択された自治体憲章、ロシア連邦主体の法律に抵触している場合
 - (2) 自治体憲章とその修正、補足にかんする自治体法令の採択が本連邦法で制定されている手続きに抵触している場合
7. 自治体憲章とその修正、補足にかんする自治体法令の国家登録が拒否された場合、さらには国家登録の制定された期間が侵害された場合、市民と自治体諸機関に公表される。
8. 自治体憲章とその修正、補足にかんする自治体法令が国家されたときには公表され、公表されたあとに効力を発する。
- 第 45 条 市民の直接的な意思表示で採択された決定
- 1. 自治体住民による直接的な問題は、住民投票（市民集会）で表明される自治体住民の直接的な意思表示によって解決される。
 - 2. 自治体住民の直接的な意思表示で採択される決定を実現するためには、補足的に自治体法令の採択が必要であり、自治体または自治体役職者は決定が効力を発してから 15 日以内に関連する自治体法令の作成期間と採択を決定し

なければならない。

3. 決定を実現するために必要な自治体法令の公布期間の違反は、自治体選出役職者のリコール、自治体行政機関の長の罷免、自治体選出機関の任期満了前の権限停止のための根拠となる。

第46条 自治体法令の作成

1. 自治体の法案は、自治体代表機関の議員、自治体の長、自治体のその他の選出機関、自治体行政機関の長、地域社会自治機関、市民法案提出グループ、さらには自治体憲章で制定されているその他の法案提出主体が提案する。
2. 自治体法案提出の手続きとその関連文書の形式と書式は、自治体と自治体役職者の決める法令に基づいて制定される。

第47条 自治体法令の発効

1. 自治体法令は、自治体憲章で制定されている手続きに基づいて発効する。ただし、ロシア連邦税法に基づいて発効する税金と徴税にかんする自治体代表機関の法令を除く。
2. 人間と市民の権利、自由、義務にかんする自治体法令は、公表後に効力を発する。
3. 自治体法令の公表手続きは自治体憲章に基づいて制定され、市民に告知されなければならない。ただし、連邦の法律でその情報が制限される自治体法令または個々の条項を除く。

第48条 自治体法令の廃止とその効力停止

自治体法令は、自治体とその役職者によって廃止され、効力を停止される。

第八章 自治体の経済基盤

第49条 自治体の経済基盤

1. 自治体の経済基盤を構成しているのは、自治体財産となっている資産、自治体予算、さらには自治体資産権利である。
2. 自治体予算は、その他の所有形態と同様に国家によって承認、擁護される。

第50条 自治体財産

1. 自治体財産は、以下のとおりである。
 - (1) 本条第2項から第4項に記されている財産
 - (2) 自治体に委譲されている個々の国家権限の実現のための資産
 - (3) 自治体代表機関の法令に基づいて自治体、その役職者、自治体職員、自治体企業と施設の職員の活動を保障するための資産
2. 農村自治体の財産は、以下のとおりである。
 - (1) 電気、暖房エネルギー、ガス、水道、居住地の街の照明器具
 - (2) 公共利用のための道路、橋、その他の道路施設
 - (3) 低所得者のための社会的利用を目的とした住居
 - (4) 公共交通とその他の資産
 - (5) 自治体内の自然災害復旧のための施設

- (6) 消防施設
- (7) 図書館
- (8) 農村自治体住民のための娯楽施設
- (9) 文化、歴史施設
- (10) 体育とスポーツ発展のための資産
- (11) 福祉施設
- (12) ゴミ処理施設
- (13) 公園
- (14) 広報用の施設と場所
- (15) 連邦の法律に基づく自治体財産となる土地
- (16) 水資源
- (17) 農村居住区内の森林

3. 都市自治体の資産は、以下のとおりである。

- (1) 都市自治体内の電気、ガス
- (2) 都市自治体内の公共用道路
- (3) 公共交通
- (4) 環境保全を目的とした施設
- (5) 都市自治体内の自然災害復旧のための資産
- (6) 社会秩序を維持するための施設
- (7) 就学前児童のための無料公共施設
- (8) 都市自治体内の緊急医療支援施設
- (9) 工業廃材再生施設
- (10) 土地と都市建設にかんする文書資料館
- (11) 娯楽施設
- (12) 図書館
- (13) 広報用施設
- (14) 連邦の法律に基づいて都市自治体の資産となる土地
- (15) 都市自治体内の水資源施設

4. 本条第2項と第3項に盛り込まれているすべての資産は、都市自治体の所有となる。

5. 新たに自治体の資産所有権が発生した場合には、当該資産の利用目的が変更、または接収される。接収の手続きと期間は、連邦の法律で制定される。

6. 自治体財産権の発生、実現、停止、さらには自治体財産の登録手続きは連邦の法律で制定される。

第51条 自治体財産の所有、利用、処分

1. 自治体の名において自治体は自主的に、ロシア連邦憲法、連邦の法律、それらに基づいて採択された自治体法令にしたがって自治体財産を所有、利用、処分する。

2. 自治体は自治体財産を一時的、または恒久に法人格、ロシア連邦国家機関（ロシア連邦主体国家権力機関）、その他の自治体に譲渡する権利を有する。
3. 自治体財産の私有化の手続きと要件は、連邦の法律に基づいて自治体法令で制定される。

自治体財産の利用代金と売却金は、自治体予算に歳入される。

4. 自治体は自治体企業を創設し、自治体諸問題を解決するための権限を実現するのに必要な自治体間の経済施設の設置に参加する。

自治体は自治体企業と施設の目的、要件、活動手続きを制定し、その規約を承認する。当該企業の役職者を任命、解任し、自治体憲章に盛り込まれている手続きに基づいてそれらの企業、施設の活動報告を受ける。

第 52 条 自治体予算

1. 各自治体は、固有の予算を有する。
2. 自治体は自治体予算を安定化し、連邦の法律で制定されている規定を遵守する。
3. 自治体予算の作成、承認、執行、さらにはそれにたいする監査は、ロシア連邦税法と本連邦法、そしてこれらに基づいて採択されたロシア連邦主体の法律にしたがって実現される。
4. 自治体は連邦の法律とそれに基づいて採択されるその他のロシア連邦の法律で制定される手続きにしたがって、国家権力機関とロシア連邦主体国家権力機関にたいして自治体予算執行報告を提出する。
5. 自治体予算においては個々に、自治体問題を解決するための自治体権限の実現にむけた歳入を盛り込むことができる。
6. 自治体予算案、自治体予算承認の決定、その年次執行報告等は公表される。

自治体は住民に、上記の文書と情報を告知するための機会を保障する。

第 53 条 自治体予算の歳出

1. 自治体予算の歳出は、ロシア連邦予算法に規定されている形態で実現される。
2. 自治体は自主的に、議員報酬、自治体選出機関委員報酬、常勤職にある自治体選出役職者報酬を制定する。
3. 都市自治体予算歳出は、本連邦法第 60 条第 3 項、第 4 項に基づいて実現される。
4. 都市自治体代表機関で編成される自治体予算歳出は、本連邦法第 35 条第 4 項（1）に基づいて実現される。
5. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲される個々の国家権限を実現する自治体予算歳出手続きは、該当する国家権力連邦機関とロシア連邦主体国家権力機関で制定される。
6. 国家権力連邦機関、ロシア連邦主体国家権力機関の権限を予算化するための自治体予算歳出は、連邦の法律とロシア連邦主体の法律で制定される。

第 54 条 自治体発注

1. 自治体と自治体企業は連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲される個々の国家権限を実現するために製品調達、活動の遂行、サービス提供の発注者である。
2. 製品調達、活動の遂行、サービス提供のための自治体発注は、自治体予算から歳出される。
3. 自治体発注の編成、配置、執行、それにたいする監査の手続きは、連邦の法律とその他のロシア連邦法令に基づく自治体憲章と自治体法令で制定される。

第 55 条 自治体予算の歳入

1. 自治体予算の固有歳入は、以下のとおりである。
 - (1) 本連邦法第 56 条に基づく市民税
 - (2) 本連邦法第 57 条に基づく自治体税とその徴税からの歳入
 - (3) 本連邦法第 58 条に基づく地方税とその徴税からの歳入
 - (4) 本連邦法第 59 条に基づく連邦税とその徴税からの歳入
 - (5) その他の予算からの歳入。このなかには本連邦法第 60 条と第 61 条に基づいて提供される自治体均等化のための補助金を含む
 - (6) 自治体所有財産である資産からの歳入
 - (7) 自治体企業の利益
 - (8) 連邦の法律で自治体の権限に帰する罰金
 - (9) 寄付
 - (10) 連邦の法律、ロシア連邦主体の法律、自治体の決定に基づくその他の歳入
2. 自治体代表機関が本連邦法第 35 条第 4 項 (1) に基づいて編成する都市自治体予算の固有の歳入となるものに、交付金がある。
3. 自治体予算の固有歳入項目は、本連邦法第 14 条から第 16 条までの各条項で制定されている場合にかぎって連邦の法律で変更できる。
4. 自治体予算の歳入になるものに、本連邦法第 63 条に基づいて連邦の法律とロシア連邦主体の法律で自治体に委譲されている個々の国家権限を自治体の実現する目的で配分される交付金がある。
5. 本連邦法第 57 条から第 61 条に基づく税金と徴税からの歳入の再配分

第 56 条 市民の自発的拠金

1. 市民は自発的な拠金を、自治体内の特定の問題を解決するために歳出する。
2. 本条第 1 項に示される拠金の導入と利用は、住民投票（市民集会）で決定される。

第 57 条 自治体税と徴税からの自治体予算への歳入

1. 自治体税とその徴税リストと自治体税の制定、変更、廃止にかんする自治体の権限は、ロシア連邦税・徴税法で制定される。

2. 都市自治体は、自治体税と徴税の制定、変更、廃止にかんする権限を有する。
3. 自治体税と徴税からの歳入は、税率にしたがって自治体予算に歳入される。
4. 都市自治体予算には都市自治体代表機関の法令に基づいて、自治体税と徴税からの収入が歳入される。

第 58 条 地方税（連邦主体）と徴税からの自治体予算への歳入

1. 地方税からの歳入はロシア連邦税法に基づいてロシア連邦主体の法律で制定される税率にしたがって自治体予算に歳入される。
2. ロシア連邦主体内のすべての都市自治体を均等化するために自治体予算にたいして、地方税の一定の税目が歳入される。
3. ロシア連邦主体内のすべての自治体を均等化するために農村自治体予算にたいして、自治体代表機関の決定に制定されている地方税のなかの一定の税目が歳入される。
4. ロシア連邦主体内のすべての自治体を均等化するために都市自治体予算にたいして、自治体代表機関の決定に制定されている地方税のなかの一定の税目が歳入される。

第 59 条 連邦税と徴税からの自治体予算への歳入

1. 連邦税と徴税からの歳入は、本条第 2 項から第 4 項、本連邦法第 60 条第 2 項と第 61 条第 3 項に基づいて自治体予算に歳入される。
2. ロシア連邦予算法とロシア連邦税法によって、すべての自治体を均等化するための税率を盛り込んだ税法が制定される。
3. 自治体予算にたいして連邦税が歳入される。

第 60 条 農村自治体予算の均等化

1. 農村自治体予算の均等化は、ロシア連邦主体予算の歳出を構成する補助金が用いられる。
2. 農村自治体への財政支援地方主体資金とそこからの補助金は、本連邦法とロシア連邦予算法で制定されている手続きに基づいて提供される。
3. 農村自治体支援連邦主体資金からの補助金は、ロシア連邦主体予算から歳出される交付金を用いて都市自治体予算から提供される。
4. 農村自治体財政支援自治体資金とそこからの補助金は、ロシア連邦予算法の規定に基づいてロシア連邦主体の法律が制定する手続きにしたがって歳出される。

第 61 条 都市自治体予算の均等化

1. 都市自治体予算の均等化は、都市自治体予算支援連邦主体基金からの補助金があてられる。
2. 都市自治体予算支援連邦主体基金からの補助金は、都市自治体間で分配される。
3. ロシア連邦予算法で制定されている場合には、都市自治体予算支援連邦主

体基金からの補助金の一部は各自治体に提供される。

第 62 条 その他のレベルの予算からの自治体予算財政支援

1. 自治体の社会インフラプログラムの予算化のための自治体予算への交付金を目的として、自治体発展資金が設置される。
2. 自治体予算への交付金支給のために、社会共同歳出基金が設置される。
3. 連邦の法律とロシア連邦主体の法律に盛り込まれている場合、自治体予算に連邦予算からほかの財政支援が提供される。
4. ロシア連邦予算法に基づいて連邦予算からの交付金が、自治体発展基金と社会共同歳出基金に拠出される。

第 63 条 個々の国家権限を自治体の実現するための自治体予算への交付金の拠出

1. 連邦予算から拠出される交付金額は、連邦予算法で制定される。
2. 自治体に委譲された個々の国家権限を実施するための交付金は、自治体予算に提供される。ロシア連邦主体地方補償基金は、以下の財源で構成される。
 - (1) 連邦補償基金からの交付金
 - (2) ロシア連邦主体予算のその他の歳入
3. 地方補償基金からの交付金は、ロシア連邦主体内のすべての自治体間で分配される。
4. 個々の国家権限を実現するための連邦保障基金からの交付金は、ロシア連邦予算法で制定される手続きに基づいてロシア連邦主体間で分配される。

第 64 条 自治体の借入金

自治体は、自治体債の発行を含む借入金をもつ権利を有する。その際には、連邦の法律と国家権力連邦機関のその他の法律の規定に基づいて自治体が制定する手続きに従う。

第 65 条 自治体予算の執行

1. 自治体予算の執行は、ロシア連邦予算法に基づいて行われる。
2. 自治体行政機関財政局幹部は、ロシア連邦政府が定める有識者から任命される。
3. 自治体予算執行にかんする資金の歳出は、ロシア連邦予算法で制定されている手続きに基づいて行われる。
4. 税金と徴税にかんする執行権力連邦機関の地方機関は各自治体内の納税者を審査し、自治体予算に編入する税金にかんする情報を自治体予算機関に提出する。

第九章 自治体間の協力

第 66 条 ロシア連邦主体自治体会議

1. 各ロシア連邦主体内に、ロシア連邦主体自治体会議が設置される。

ロシア連邦主体自治体会議の編成と活動は、1996 年 1 月 12 日に採択された連邦法「非営利組織」に基づいて実現される。

2. ロシア連邦主体自治体会議大会（構成メンバー）の権限は、以下のとおりである。

- (1) ロシア連邦主体自治体会議憲章を承認する
 - (2) ロシア連邦主体会議が活動するために必要な会員費支払いの手続きを制定する
 - (3) ロシア連邦主体自治体会議の管理機関を選出する
 - (4) ロシア連邦主体自治体会議憲章で制定されているその他の権限を実現する
3. ロシア連邦主体自治体会議は、自治体の活動に干渉し、その活動を制限することはできない。

第 67 条 全ロシア自治体連盟

1. ロシア連邦主体自治体会議は、統一された全ロシア自治体連盟を設置することができる。

全ロシア自治体統一連盟は、ロシア連邦主体の三分の二以上が自治体連盟に加わったときに創設される。

全ロシア自治体統一連盟には、その他の自治体連盟も参加することができる。

2. 全ロシア自治体統一連盟は、自治体の活動、ロシア連邦主体自治体会議、その他の自治体連盟の活動に介入したり、それらの活動を制限したりすることはできない。

第 68 条 自治体間の経済同盟

1. 自治体の問題を共同で解決するための自治体代表機関は、非公開の有限株式会社という形態でもって自治体間同盟の設立にかんする決定を採択できる。

2. 自治体間経済同盟は、ロシア連邦民法とその他の連邦の法律に基づいて活動する。

自治体間経済同盟の国家登録は、連邦の法律「法人格の国家登録について」（2001 年 8 月 8 日採択）に基づいて行われる。

第 69 条 自治体の非営利団体

1. 自治体代表機関は、独立営利組織または資金という形態でもって非営利団体の創設にかんする決定を採択できる。

2. 自治体非営利団体は、ロシア連邦民法と非営利団体法、その他の連邦の法律に基づいて活動を実現する。

第十章 自治体と役職者の責任、それらの活動にたいする監査と監督

第 70 条 自治体と役職者の責任

自治体と役職者は連邦の法律に基づいて、自治体住民、国家、法人にたいして責任を負う。

第 71 条 住民にたいする自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任

1. 住民にたいする自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責

任の根拠と関連する問題解決の手続きは、本連邦法に基づいて自治体憲章で制定される。

2. 自治体住民は本連邦法に基づいて、自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者をリコールできる。

第 72 条 国家にたいする自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任

国家にたいする自治体議員、自治体選出機関委員、自治体選出役職者の責任は、担当裁判所の決定に基づく。これらの役職者によるロシア憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章の違反があった場合に限られる。

第 73 条 国家にたいする自治体代表機関の責任

1. 自治体代表機関がロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章に抵触する法令を採択したとする判決を担当裁判所がくだした場合、自治体代表機関は裁判所決定が効力を発してから三ヶ月以内に、または裁判所が定める期間内に、自治体代表機関の解散にかんするロシア連邦主体法案をロシア連邦主体国家権力立法（代表）機関に提出する。

2. 自治体代表機関の権限は、その解散にかんするロシア連邦主体の法律が効力を発した日でもって停止する。

3. 自治体代表機関の解散にかんするロシア連邦主体の法律は、発効日から 10 日以内に司法手続きに基づいて公表される。

第 74 条 国家にたいする自治体の長と自治体行政機関の長の責任

1. ロシア連邦主体の最高役職者（ロシア連邦主体国家権力最高執行機関の長）が自治体の長、または自治体行政機関の長にかんする解任の決定を行うのは、以下の場合である。

(1) ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章に抵触する法令を上記の自治体役職者が公布し、関連裁判所がその抵触を認定したとき

(2) 上記の自治体役職者が人間と市民の権利と自由を侵犯し、ロシア連邦の統一と地域的な一体性、ロシア連邦の国家安全保障とロシア連邦の統一的法制度と経済空間に脅威をあたえる行動をとったとき

2. ロシア連邦主体最高役職者が自治体の長、または自治体行政機関の長にかんする解任決定を行えるのは、裁判所の最終決定の発効日から一ヶ月後であり、六ヶ月を超えてはならない。

3. 自治体の長、または自治体行政機関の長は、ロシア連邦最高役職者が解任決定を公表してから 10 日間にわたって控訴する権利を有する。

裁判所は控訴を審議し、10 日以内に決定を行う。

第 75 条 国家権力機関による自治体の個々の権限の一時的な行使

1. 自治体の個々の権限についてロシア連邦国家権力機関が一時的に代行するのは、以下の場合である。
 - (1) 自然災害、破壊、その他の非常事態にともない自治体代表機関と自治体行政機関が機能を停止し、本連邦法に基づいて構成されない場合
 - (2) ロシア連邦予算法に制定されている手続きにしたがって自治体の決定で自治体の債務返済が滞った場合
 - (3) 委譲された個々の国家権限を実現するにあたって自治体予算に歳出された補助金が、目的外に歳出された、またはロシア連邦憲法、連邦の法律、その他の法令に抵触して歳出された場合
2. 自治体の個々の権限を一時的に代行するロシア連邦主体最高役職者令には、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 本連邦法とその他の連邦の法律で制定されているロシア連邦主体国家権力執行機関による自治体の個々の権限項目
 - (2) 自治体の個々の権限を実現するロシア連邦主体国家権力執行機関とロシア連邦主体国家権力機関によって任命された役職者のリスト
 - (3) ロシア連邦主体国家権力執行機関が自治体の個々の権限を実現する期間
 - (4) ロシア連邦主体国家権力執行機関が自治体の個々の権限を一時的に行使する際の財源と手続き
3. ロシア連邦国家権力機関は自治体憲章の採択、その修正と補足、自治体の構成、自治体の境界線の変更、自治体の再編等にかんする自治体の権限を実現することはできない。
4. 臨時の財政行政機関は、ロシア連邦主体最高役職者に斡旋を希望することはできない。
5. ロシア連邦主体による自治体の個々の権限の一時的な実現にかんする決定は関連する補助金を排除したうえで、ロシア連邦主体国家最高権力執行機関によって採択される。
6. 本条に記されているロシア連邦主体国家権力機関の決定は、司法手続きに基づいて提訴できる。裁判所は提訴を審理し、10日以内に決定を採択する。
7. 本連邦法で制定されている手続きに基づいて、自治体の個々の権限は一時的に国家権力連邦機関によって実現される。

第76条 法人にたいする自治体と役職者の責任

法人にたいする自治体と役職者の責任は、連邦の法律で制定されている手続きに基づいて実現される。

第77条 自治体と役職者にたいする監督と監査

1. ロシア連邦検事局とその他の関連連邦機関は、自治体と役職者によるロシア連邦憲法、連邦の憲法的法令、連邦の法律、ロシア連邦主体の憲法（憲章）と法律、自治体憲章、自治体の法律の遵守にかんする監督を実現する。
2. 関連国家権力機関は、自治体と役職者による委譲された個々の国家権限の

実現にたいする監督を実施する。

3. 自治体憲章に基づいて監督業務が分割された自治体と役職者は、自治体と役職者の活動が自治体憲章と合致しているかどうかを監督する。

第 78 条 市民の直接意思表示で採択された決定、自治体と役職者の決定と活動の裁判所への提訴

市民の直接意思表示で採択された決定、自治体と役職者の決定と活動は、裁判所または調停裁判所に法律で制定されている手続きに基づいて提訴できる。

第十一章 自治体の特殊性

第 79 条 ロシア連邦主体の自治体の特殊性—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ

1. 上記のロシア連邦主体憲章に基づいて連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市では、地方自治は市内の自治体によって実現される。
2. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市では、自治体の境界線の設定と修正、その再編は該当の自治体住民の意見を考慮してモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の法律で実現される。
3. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の自治体専権事項と自治体予算の財源は市の統一性を維持することを最優先にして、ロシア連邦主体—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ市の法律で制定される。
4. 連邦的な意義を有するモスクワ市とサンクト・ペテルブルグ市の自治体所有財産は本連邦法第 50 条第 1 項から第 3 項に基づいて、ロシア連邦主体—連邦的な意義を有するモスクワとサンクト・ペテルブルグ市の法律で制定される。

第 80 条 閉鎖行政区域における自治体の特殊性

1. 閉鎖行政区となるのは、市行政区である。
2. 閉鎖行政区において地方自治を実現する特殊性は、連邦の法律で制定される。

第 81 条 研究都市の地方自治実現の特殊性

1. 研究都市は、都市行政区のことである。
2. 研究都市の地方自治実現の特殊性は、連邦の法律で制定される。

第 82 条 国境線に接する地方自治の特殊性

国境線に接する地方自治の特殊性は、連邦の法律で制定される。

第十二章 移行規定

第 83 条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、2006 年 1 月 1 日に発効する。
2. 本章は、本連邦法が公表されたあとに効力を発する。
3. 本連邦法の第 11 条から 16 条、第 34 条から 37 条、第 50 条は、本連邦法が

公表されたあとに効力を発する。

4. 本連邦法第 60 条第 4 項に制定されている都市自治体による農村自治体財政支援にかんする規定は、以下の手続きで実現される。

(1) 財政支援にかんする 2006 年、2007 年、2008 年、2009 年の都市自治体予算案は、実際の歳出入に基づく。

(2) 本条 (1) により都市自治体の財政支援額は、該当予算の以下の割合を超えてはならない。

2006 年－50 パーセント

2007 年－40 パーセント

2008 年－30 パーセント

2009 年－20 パーセント

5. ロシア連邦主体から都市自治体への補助金歳出にかんする本連邦法第 61 条の規定は、以下の手続きで実現される。

(1) 財政支援にかんする 2006 年、2007 年、2008 年、2009 年のロシア連邦主体予算案は、実際の歳出入に基づく。

(2) 本条 (1) によりロシア連邦主体の財政支援額は、該当予算の以下の割合を超えてはならない。

2006 年－50 パーセント

2007 年－40 パーセント

2008 年－30 パーセント

2009 年－20 パーセント

6. 本連邦法第 75 条第 1 項 (2) と第 4 項は、2008 年 1 月 1 日に発効する。

イルクーツク市関係者名簿

イルクーツク市役所役職者

役 職	氏 名	電 話
市長	ヤクボーフスキー・ヴラジーミル (Якубовский Владимир)	24-37-04
副市長 市役所事務長	ヴォイツェホーヴィチ・エレナ (Войцехович Елена)	24-07-29
主席専門官 市役所事務長補佐官	イヴァニューク・アレクサンドル (Иванюк Александр)	24-07-58
市役所副事務長	コーシキン・ユーリー (Кошкин Юрий)	24-08-77
法制部長	アナーニチ・リュドミーラ (Ананич Людмила)	24-07-35
監査部長	バラーノフ・ユーリー (Баранов Юрий)	20-19-05
組織部長	ウヴァローヴァ・スヴェトラナ (Уварова Светлана)	24-11-59
人事部長	クラシーヴィフ・タマーラ (Красивых Тамара)	24-27-87
自治体立法部長	ビルガーゾヴァ・マリーナ (Быргазова Марина)	24-08-79
法秩序活動部長	イグナテーンコ・ヴァシーリー (Игнатенко василий)	24-08-08
住居の登録・分配 部長	ネヴィジエモフ・ゲオルギー (Невидимов Георгий)	24-10-23
情報化推進部長	パイギン・ドミートリー (Пайгин Дмитрий)	24-30-92
市役所情報化部長	フィラートヴァ・タチヤーナ (Филатова Татьяна)	20-05-75
情報技術整備部長	ルィモレーンコ・イーゴリ (Рыморенко Игорь)	24-09-49

イルクーツク市委員会役職者

委員会名	氏 名	電 話
対外協力関係と 社会団体委員会	クシナーレフ・セルゲーイ (Кушнарев Сергей)	34-25-93

市民問題委員会	アラーエヴァ・ニーナ (Алаева Нина)	24-08-75
都市建設委員会	シアンドルーク・オレーク (Шандрук Олег)	24-07-95
市有財産管理委員会	オシェーリン・レオニード (Ощерин Леонид)	33-40-05
経済と財政委員会	ジュープル・ガリーナ (Зюбр Галина)	24-08-60
消費財市場委員会	タティヤーコフ・アレクサードル (Татьяков Александр)	24-08-01

イルクーツク市議会議員名簿

	氏 名	本 職	生 年
1	コレーネフ・ユーリ (Коренев Юрий)	劇場支配人	1958 年
2	シャポーシニコフ・パーヴェル (Шапошников Павел)	民間会社社長	1968 年
3	チチコーフ・アレクサードル (Чичиков Александр)	航空機製造会社 社長	1947 年
4	ロジオーノフ・ユーリ (Родионов Юрий)	市有財産管理部 長	1947 年
5	エセーヴァ・ジャーナ (Есева Жанна)	医師	1967 年
6	マリーギン・アレクセイ (Малыгин Алексей)	民間会社副社長	1948 年
7	コルニェーフ・ミハイル (Корнев Михаил)	民間会社社長	1958 年
8	コローヴィン・セルゲイ (Коровин Сергей)	民間保険会社副 社長	1949 年
9	ヴィニチュエンコ・イヴァーン (Виниченко Иван)	会社社長	1972 年
10	ステーパーノフ・アレクサードル (Степанов Александр)	地区労働組合議 長	1939 年
11	チェルカーソヴァ・エレナ (Черкасова Елена)	建設会社人事部 長	1961 年
12	クジミーナ・ヴァレンティーナ (Кузьмина Валентина)	小学校長	1953 年

13	ズーエフ・アレクサンドル (Зуев Александр)	建設会社労働組 合議長	1955 年
14	マトヴェイチューク・ニコラーイ (Матвейчук Николай)	医師	1950 年
15	ツヴィグーン・イリーナ (Цвигун Ирина)	バイカル国立経 済法大学 世界経済学部長	1954 年
16	コルズウーン・ドミートリー (Корзун Дмитрий)	民間会社社長	1972 年
17	イリーチェフ・ヴィークトル (Ильичев Виктор)	民間会社社長	1967 年
18	スビートネフ・マカーラ (Сбитнев Макар)	農業会社副社長	1974 年
19	エゴーロフ・アレクセーイ (Егоров Алексей)	民間会社社長	1975 年
20	サルティーク・セルゲーイ (Салтыков Сергей)	イルクーツク軍 事工場副部長	1958 年
21	パヴェーニキー・ビヤチェスラーフ (Правенький Вячеслав)	民間会社副社長	1968 年
22	ローシュコフ・ヴラジーミル (Рожков Владимир)	民間会社社長	1948 年
23	エジョーヴァ・イリーナ (Ежова Ирина)	医師	1958 年
24	エゴーロフ・アレクサンドル (Егоров Александр)	民間会社社長	1959 年
25	コマーロフ・ヴラジーミル (Комаров Владимир)	民間会社社長	1952 年
26	セメキーナ・タチヤーナ (Сеейкина Татьяна)	州行政機関セン ター長	1964 年
27	ラービギン・アンドレーイ (Лабыгин Андрей)	民間会社法制部 長	1969 年
28	ベーブネヴァ・タマーラ (Бибнева Тамара)	医師	1944 年
29	グーシン・イヴァーン (Гущин Иван)	市営企業副理事 長	1966 年
30	アバリーノフ・ニコラーイ (Абаринов Николай)	学校長	1955 年

31	ルースキフ・ケンナージ (Русских Геннадий)	大学新聞編集長	1955 年
32	ゲーフスキー・アレク (Геевский Олег)	民間会社社長	1957 年
33	ブィチコフ・イーゴリ (Бычков Игорь)	民間シンクタンク会社社長	1961 年
34	ハンハラエフ・アレクサードル (Ханхалав Александр)	民間会社社長	1953 年
35	ヴォーブリコヴァ・ヴァレンティーナ (Вобикова Валентина)	医師	1958 年

イルクーツク市地区行政機関の役職者
ブラヴォベレジ地区

役 職	氏 名	電 話
区長	ヒーチェンコ・ニコラーイ (Хиенко Николай)	24-11-20
副区長	アントーノヴァ・アーンナ (Антонова Анна)	24-11-37
副区長	アルフェーリエフスキー・アレクサードル (Алеьевский Александр)	24-11-55
業務管理部長	ラスポーピナ・リュドミーラ (Распопина Людмила)	24-35-07
総務部長	ポロートヴァ・イリーナ (Поротова Ирина)	24-11-17
陳情受付課長	ファトフトジーノヴァ・リュドミーラ (Фатхутдинова Людмила)	24-36-26
法制部長	バープキナ・オーリガ (Бабкина Ольга)	24-11-35
経理部長	イヴァノーシュク・タマーラ (Иваношук Тамара)	24-34-95
都市経営部長	シャギーナ・タチヤーナ (Шагина Татьяна)	24-38-56
アパート住居私有 化登録課長	マミーンスカヤ・タマーラ (Каминская Тамара)	24-11-71
公共サービス部長	ポルカーノフ・アレクセーイ (Поланов Алексей)	24-39-24

土地部長	チェルカーシナ・リュボーフィ (Черкашина Любовь)	33-09-95
組織部長	ラペンコーヴァ・アーンナ (Лапенкова Анна)	24-11-18
文化部長	シビーンスカヤ・リュドミーラ (Шибинская Людмила)	24-15-38
未成年対策委員会 議長	ククルーザ・リュドミーラ (Кукуруза Людмила)	24-11-16
厚生部長	メリーノヴァ・ヴァレンティーナ (Меринова Валентина)	24-13-80
社会保障部長	ルペキーナ・リュドミーラ (Лупекина Людмила)	24-10-52
住居手当支給部長	コロミナ・エレナ (Коломина Елена)	33-41-32

オクチャブリ地区

役 職	氏 名	電 話
区長	バーシコフ・コンスタンティーン (Бшков Константин)	24-03-43
副区長	ヴァシーリエヴァ・ヴラジーミル (Васильев Владимир)	24-04-02
副区長	カルニューシン・ヴラジーミル (Карнюшин Владимир)	24-05-41
業務管理部長	ルーキン・ヴァレーリー (Лукин Валерий)	24-36-81
総務部長	スクラートヴァ・マリーナ (Скуратова Марина)	24-36-35
文化部長	エロフエーフスカヤ・リージャ (Ерофеевская Лидия)	24-04-14
法制部長	ツィゲーリニコフ・ユーリー (Цигельников Юрий)	24-23-71
経理部長	ポチェームキナ・タチヤーナ (Потемкина Татьяна)	24-05-29
都市経営部長	ギリマーノフ・アフターム (Гильманов Ахтам)	24-03-75
アパート住居私有 化登録課長	ユーシン・ヴラジーミル (Юшин Владимир)	24-03-83

公共サービス部長	クラフチェンコ・ニコラーイ (Кравченко Николай)	24-36-434
土地部長	バーブコヴァ・マリーナ (Бабкоа Марина)	24-03-65
組織部長	ヴィドリーン・アレクサードル (Выдрин Александр)	24-03-47
未成年対策委員会 議長	コロボヴァ・マリーナ (Коробова Марина)	24-03-67
厚生部長	マイオローヴァ・タチヤーナ (Майорова Татьяна)	22-86-03

スヴェドロフスキー地区

役 職	氏 名	電 話
区長	ヴォローンツォフ・ユーリー (Воронцов Юрий)	39-50-51
副区長	ロージナ・ガリーナ (Родина Галина)	38-76-60
業務管理部長	グセーフスキー・ミハール (Гусевский Михаил)	38-90-13
総務部長	スヴェールシ (Сверж Ольга)	38-72-19
法制部長	シズィーフ・ヴェーラ (Сизых Вера)	38-88-21
経理部長	スピーレヴァ・リュドミーラ (Спирева Людмила)	39-48-41
都市経営部長	コースロフ・デーニス (Козлов Денис)	38-72-70
アパート住居私有 化登録課長	プレローフスカヤ・ローザ (Преловская Роза)	38-77-60
公共サービス部長		38-77-40
土地部長	コロティシオーヴァ・ナジェージダ (Коротышова Надежда)	38-72-78
組織部長	オリフリエンコ・ナジェージダ (Олиффриенко Наджда)	39-50-10
文化部長	スチェカチエーヴァ・イリーナ (Стекачева Ирина)	38-76-34

未成年対策委員会 議長	マテエーヴァ・オーリガ (Матеева Ольга)	39-49-58
厚生部長	イズマーイロヴァ・リュボーフィ (Измайлова Любовь)	39-10-32
社会保障部長	ラスポーピナ・ナジェーシダ (Распопина Надежда)	39-10-42
住居手当支給部長	シオノーヴァ・ガリーナ (Сионова Галина)	38-80-63

レーニン地区

役 職	氏 名	電 話
区長	シェヴェルギーナ・ラリーサ (Шеввергина Лариса)	32-64-66
副区長	ゴローヴィン・アナトーリー (Головин Анатолий)	32-64-45
副区長	ムラートフ・セルゲーイ (Муратов Сергей)	32-64-38
業務管理部長	トゥピーク・アンドレーイ (Тупик Андрей)	32-64-65
総務部長	マンスーロヴァ・タマーラ (Мансурова Тамара)	32-57-95
法制部長	メドヴェージェヴァ・タチヤーナ (Медведева Татьяна)	32-58-06
経理部長	グローモヴァ・ガリーナ (Громова Галина)	32-58-00
都市経営部長	バティシェヴァ・タチヤーナ (Батищева Татьяна)	32-64-49
アパート住居私有 化登録課長	プギーナ・オーリガ (Пугина Ольга)	32-57-90
公共サービス部長	フォーモコフ・ヴラジーミル (Фомков Владиир)	32-57-98
土地部長	ティホミーロヴァ・イリーナ (Тихомирова Ирина)	32-64-55
組織部長	フリーストヴァ・タチヤーナ (Христова Любовь)	32-58-03
文化部長	ブルドゥコーフスキー・タチヤーナ (Бурдуковская Татьяна)	32-64-48

未成年対策委員会 議長	スダコーヴァ・リュドミーラ (Судакова Людмила)	32-58-08
厚生部長	シアヤーノヴァ・ガリーナ (Шаянова Галина)	44-44-61
社会保障部長	ブラーコヴァ・タチヤーナ (Буракова Татьяна)	44-46-05
住居手当支給部長	カザンツェーヴァ・リュドミーラ (Казанцева Дюдмила)	44-61-77

ハバロフスク市関係者名簿

ハバロフスク市役所役職者

役 職	氏 名	電 話
市長	ソコロフ・アレクサンドル (Соколов Александр)	
市長秘書官	キリエンコ・エレーナ (Кириенко Елена)	30-65-09
市長補佐官	ボイチェンコ・ヴァジーム (Бойченко Вадим)	30-62-91
副市長 (経済担当)	カザチェンコ・ヴァレーリ (Казаченко Валерий)	31-41-31
第一副市長 (市都市開発担当)	クレース・イヴァン (Крейс Иван)	30-86-00
副市長審議官	トルカチョーフ・アレクサンドル (Толкачев Александр)	68-97-72
副市長 (建設担当)	ノヴィツキー・ヴィークトル (Новицкий Виктор)	68-99-96
副市長 (私有財産担当)	レーベダ・ヴァレーリー (Лебеда Валерий)	68-99-95
副市長 (商業担当)	ニキーティン・ニコラーイ (Никитин Николай)	68-99-69
副市長 (社会政策担当)	シェフチェンコ・スヴェトラナ (Шевченко Светлана)	68-99-88
副市長 (交通・通信担当)	グリゴリーエヴァ・ガリーナ (Григорьева Галина)	68-97-45
人事部長	リパートフ・ヴラジミール (Липанов Владимир)	68-99-97
法制部長	タラーソヴァ・クラヴジヤ (Тарасова Клавдия)	68-99-73
広報部長	ゴルブーノフ・アレクサーンドル (Горбунов Александр)	68-95-85
監査部長	レオーノフ・ヴラジミール (Леонов Владимир)	68-99-86
国際関係部長	イヴァーノヴァ・タチヤーナ (Иванова Татьяна)	68-96-31
業務管理部長	ベズレープキン・ビヤチースラフ (Безлепкин Вячеслав)	68-99-99

総務部長	ベフレープナヤ・ナターリヤ (Бесхлебная Наталья)	68-95-96
組織部長	アセーフ・アレクサードル (Асеев Александр)	68-96-65
陳情受付部長	マリツェーヴァ・タチヤーナ (Мальцева Татьяна)	68-98-37
経理部長	ボトビーニク・タチヤーナ (Ботвинник Татьяна)	68-99-25
都市経営課長	スタールチコヴァ・リュドミーラ (Старчикова Людмила)	68-98-87
技術修繕部長	ポノマレーンコ・アレクサードル (Пономаренко Александр)	68-96-67
市役所住民面会部長	ジュベーンコ・フョードル (Дзюбенко Федор)	30-46-74
文書保存部長	リュサーヤ・リージャ (Люсая Лидия)	35-71-00

ハバロフスク市議会議員名簿

	氏 名	生 年	電 話
1	ベレズツキー・ユーリ (Березуцкий Юрий)	1956 年	35-95-05
2	プラトーノヴァ・ヴァレンティナ (Платонова Валентина)	1945 年	30-63-47
3	スヴォーロヴァ・リュドミーラ (Суворова Людмила)	1951 年	
4	マエーロフ・オリョーグ (Маеров Олег)	1965 年	30-25-60
5	ニクーリン・ヴラジミール (Никулин Владимир)	1948 年	55-35-88
6	トゥルコーヴァ・ガリーナ (Турова Галина)	1940 年	36-37-14
7	ヴォロスニーコフ・ヴァシーリ (Волосников Василий)	1948 年	51-12-10
8	シトゥーカ・リュドミーラ (Штука Людмила)	1950 年	51-19-96
9	マクシメーンコ・リュドミーラ (Максименко Людмила)	1951 年	30-52-66

10	コロプカ・レオニード (Коробко Леонид)	1949 年	
11	コスティーツン・ニコライ (Костицын Николай)	1939 年	72-27-13
12	ルダーコフ・ヴラジーミル (Рудаков Владимир)	1955 年	21-75-55
13	ジャールスカヤ・イリーナ (Жарская Ирина)	1953 年	32-97-48
14	リーンニク・コンスタンティン (Линник Константин)	1967 年	
15	メーリニコフ・ニコライ (Мельников Николай)	1952 年	32-68-91
16	ガヴリーロヴァ・アレクサンドラ (Гаврилова Александр)	1949 年	22-28-74

ハバロフスク市議会事務局

役 職	氏 名	電 話
事務局長	プラトーノヴァ・ヴァレンティーナ (Платонова Валентина)	68-96-47
秘書官	ツウールキナ・リュドミーラ (Цуркина Людмила)	68-98-67
財政委員会議長	マキシメーenco・リュドミーラ (Максименко Людмила)	68-98-66
都市経営委員会議長	スヴォーロヴァ・リュドミーラ (Суворова Людмила)	68-97-61
地方自治委員会議長	ジャールスカヤ・イリーナ (Жарская Ирина)	68-98-07

ウラジオストク市関係者名簿

ウラジオストク市役所役職者

役 職	氏 名	担当分野	メールアドレス
市長	ニコラーエフ・ヴラジーミル (Николаев Владимир)		
第一副市長	アルセーニティエフ・ユーリー (Арсентьев Юрий)		
第一副市長	コーレン・ユーリー (Корень Юрий)	治安、住居	admink @vlc.ru
第一副市長	ストーツェンコ・コンスタンティン (Стоцнко Константин)	人事	stocenko @vlc.ru
第一副市長	シターニコ・ニーナ (Штанько Нина)	財政	stanko @vlc.ru
副市長	ヴァクーシェフ・ヴィターリー (Вакушев Витарий)	対外経済	vvp @vlc.ru
副市長	ヴァシーリエフ・アレクサンドル (Васильев Александр)	監査	
副市長	ゴルューベフ・イーゴリ (Голубев Игорь)	文化、 未成年	golubev @vlc.ru
副市長	カスピーン・ヴラジーミル (Каспн Владимир)	都市整備	
副市長	プィース・ニコラーイ (Пысь Николай)	ア パ ー ト 整備	adminp @vlc.ru

ウラジオストク市役所の部局

部局名	役職者名	メールアドレス
総務部	テレギーナ・オーリガ (Телегина Ольга)	document@vlc.ru
エネルギー燃料部	ズヤマーロフ・エドゥアールド (Зямалов Эдуард)	energy@vlc.ru
都市整備部	プロクウーロフ・ヴラジーミル (Прокуров Владимир)	guag@vlc.ru
法制部	ソロチンスキー・アレクセイ (Сорочинский Алексей)	pravo@vlc.ru
住居部	ブダーエフ・アラーン (Будаев Алан)	mitusov@vlc.ru

社会保障部	フェダーノフ・ヴァレーリー (Феданов Валерий)	citysocial@vlc.ru
青年文化対策部	キム・イリーナ (Ким Ирина)	cultura@vlc.ru
財政部	チウリーナ・スヴェトラナ (Чуприна Светлана)	findep@vlc.ru
経済部	ジトニーコフ・オレーク (Житников Олег)	hoz@vlc.ru
市有財産部	ペカールスキー・コンスタンティン (Пекарский Константин)	
消費者保護部	ガルーシェンコ・アレクサンドル (Галущенко Александр)	torg@vlc.ru
職業教育部	ゾーリナ・ヴィクトーリヤ (Зорина Виктория)	gorono@vlc.ru
組織管理部	カラーセヴァ・エレナ (Карасева Елена)	org@vlc.ru
対外経済・旅行委員会	スクリープニコフ・ヴラジーミル (Скрипников Владимир)	vinc@vlc.ru
体育文化とスポーツ委員会	アノーリ・ニコラーイ (Анори Николай)	
住民陳情受付部	ドズガーリ・ジヤーンナ (Дзыгарь Жанна)	obr@vlc.ru
住居登録部	ネチャーエヴァ・ラリーサ (Нечаева Лариса)	home@vlc.ru
市職員人事部	グラーチェヴァ・タチヤーナ (Грачева Татьяна)	kadry@vlc.ru
環境部	コルシェンコ・アレクサードル (Коршенко Александр)	ecology@vlc.ru
交通部	クラーエフ・ヴァレーンティン (Кураев Валентин)	transport@vlc.ru
非営利団体部	タタレーンコ・イリーナ (Татаренко Ирина)	rels@vlc.ru
住民故障受付部	ハツェンコ・ヴィターリー (Хаценко Витарий)	disp@vlc.ru
監査部	ティームキン・アレクサードル (Тимкин Александр)	
就職斡旋部	ペトルーニヤ・エレナ (Петруня Елена)	trud@vlc.ru

国家監督部	タラセーンコ・セルゲーイ (Тарасено Сергей)	insp@vlc.ru
広報部	カザーコフ・アレクセイ (Казаков Алексей)	Presscom2@vlc.ru
会計部	ソスノーヴァ・エレナ (Соснова Елена)	buh@vlc.ru
保健部	クズネツォーフ・ヴラジーミル (Кузнецов Владимир)	gorzdrav@vlc.ru
市エネルギー供給部	イシューク・ヴィクトーリヤ (Ищук Виктория)	
未成年保護部	ヴォロービエヴァ・ラリーサ (Воробьева Лариса)	kdn@vlc.ru
行政法部	デメーネフ・ヴラジーミル (Деменев Владимир)	admcom@vlc.ru
インターネット整備部	クローチキナ・タチヤーナ (Курочкина Татьяна)	webadm@vlc.ru

ウラジオストク市議会議員名簿

	氏 名	所属委員会	生年
1	ゴローヤド・ニコラーイ (Голояд иколай)	社会政策	1964 年
2	スボーティン・ヴィターリー (убботин Виталий)	議長	1954 年
3	スリーヴチュク・ヤロースラフ (Сливчук Ярослав)	都市経営	1965 年
4	キリチェンコ・アレクサードル (Кириченко Александр)	都市経営	1957 年
5	ノーヴィコフ・ドミートリー (Новиков Дмитрий)	地方自治	1977 年
6	コローリュク・ヴァレーリー (Королук Валерий)	地方自治	1956 年
7	プリホージコ・アレクサードル (Приходько Александр)	地方自治	1971 年
8	サフチェンコ・アレクサードル (Савченко Александр)	経済政策	1977 年
9	ティムチェンコ・ヴィターリー (Тимченко Виталий)	経済政策	1970 年

10	ズーベンコ・セルゲーイ (Зубенко Сергей)		1970 年
11	マラーニン・アレクサードル (Маланин Александр)	都市経営	1954 年
12	アホーヤン・ガールスト (Ахоян Галуст)	地方自治	1956 年
13	シアリーモヴァ・リュドミーラ (Шалиова Людмила)	市予算	1948 年
14	ガヴリーロフ・アレクサードル (Гаврилов Александр)	地方自治	1946 年
15	グルレーヴァ・オーリガ (Гурулева Ольга)	地方自治	1961 年
16	トカーレフ・イーゴリ (Токарев Игорь)	経済政策	1962 年
17	パツヴァーリド・コンスタンティーン (Пацвальд Константин)	経済政策	1962 年
18	ユルターエフ・アレクサードル (Юртаев Александр)	地方自治	1958 年
19	メドヴェージェヴァ・ガリーナ (Медведева Галина)	地方自治	1951 年
20	クローコフ・グレーブ (Клоков Глев)	市予算	1963 年
21	シカーリン・ビヤチェスラーフ (Шкарин Вячеслав)	地方自治	1971 年
22	アリーエフ・ヌウルメート (Алиев Нурмет)	経済政策	1961 年
23	シパコーフスキー・イーゴリ (Шпаковский Игорь)	市予算	1965 年
24	ユルチェンコ・ユーリー (Юрченко Юрий)		1957 年
25	チェメーリス・イーゴリ (Чемерис Игорь)	経済政策	1965 年

ウラジオストク市地区行政機関の役職者

レーニン地区

役 職	氏 名	電 話
区長	ソローカ・ヴァレーリー (Сорока Валерий)	22-96-27

副区長	スコブリーコヴァ・タチヤーナ (Скобликова Татьяна)	22-27-41
副区長	ポポーフ・セルゲイ (Попов Сергей)	22-78-12
秘書	ミヤコータ・タチヤーナ (Мякота Татьяна)	22-37-49
住民受付部長	ゴリヤーチフ・アレクサンドル (Горячих Александр)	22-58-69
組織部長	モスクヴィーナ・イリーナ (Москвина Ирина)	22-72-69
公共サービス部長	クリューキン・パーヴェル (Клюкин Павел)	22-38-75
未青年対策課長	コンドラショーフ・ナジェージダ (Кондрашов Наежда)	22-27-67
住居登録・配分課長	ハルチェンコ・アーラ (Харченко Алла)	22-10-54
行政委員会議長	マージチ・アレクサンドル (Мадич Александр)	22-59-74

ペルヴォマイスキー地区

役 職	氏 名	電 話
区長	プレトニエーフ・ヴィークトル (Плетнев Виктор)	27-86-29
副区長	ミナーエフ・ヴィークトル (Минаев Виктор)	27-86-29
副区長	サチェンコ・リュボーフィ (Саченко Любовь)	27-33-10
秘書	ポマズキーナ・リュボーフィ (Помазкина Любовь)	27-86-29
住民受付部長	ドゥブリーン・アレクサンドル (Дубин Александр)	27-89-89
組織部長	ミハーイロフ・スタニスラフ (Михайлов Станислав)	27-73-70
公共サービス部長	デシーペト・アナトーリー (Дешпет Анаторий)	27-82-06

ペルヴォレチェンスキー地区

役 職	氏 名	電 話
区長	ブラーガ・アナトーリー (Брага Анаторий)	36-03-09
副区長	チャルディモーヴァ・アレクサンドラ (Чардымова Александра)	36-24-54
副区長	ボーブコフ・ヴラジーミル (Бобков Владимир)	36-03-18
秘書	サドーフスカヤ・ヴェーラ (Садовская Вера)	36-00-95
未青年対策部長	サヴェーリエヴァ・オーリガ (Савельева Ольга)	36-32-61
住民受付部長	シャマーナエフ・ヴラジーミル (Шаманаев Владимир)	36-00-70
組織部長	ケールスカヤ・タチヤーナ (Керская Татьяна)	36-55-24
公共サービス部長	オシペーニコ・アンドレイ (Осипенко Андрей)	33-56-13

ソビエト地区

役 職	氏 名	電 話
区長代行	プリーマク・レオニード (Примак Леонид)	31-85-22
副区長	コーニシン・ヴラジーミル (Коньшин Владимир)	31-85-51
副区長	マースロフスキー・アレクサンドル (Масловский Александр)	31-82-72
秘書	スクビューヴァ・ヴィクトーリヤ (Скубеева Виктоия)	31-78-20
住民受付課長	ゴンチャレーンコ・オレーク (Гончаренко Олек)	31-85-45
組織部長	シクリギーナ・オーリガ (Шкурыгина Ольга)	31-83-12
公共サービス部長	ヴァシェーイコ・ヴラジーミル (Вашейко Владимир)	31-73-27
未青年対策部長	キーム・オーリガ (Ким Ольга)	31-83-25

行政委員会	カヴァレーヴァ・マリーナ (Ковалева Марина)	31-83-25
住居登録・配分部長	サフータ・リュドミーラ (Сахута Людмира)	31-85-17

フルンゼ地区

役 職	氏 名	電 話
区長代行	アダムリューク・レオニード (Адамлюк Леонид)	22-72-04
副区長	ボギダーエフ・アナトーリー (Богидав Анатолий)	22-56-49
副区長	サプーノフ・ドミートリー (Сапунов Дмитрий)	51-03-86
副区長	アダムリューク・レオニード (Адамлюк Леонид)	22-72-04
秘書	グリゴーリエヴァ・オーリガ (Григорьева Ольга)	22-27-11
住民受付部長	バズロフ・エーリブルス (Базров Эльбрус)	22-73-48
組織部長	ストロジェーニコ・ジナーイダ (Стороженко Зинаида)	22-24-82
公共サービス部長	ニキフォーロフ・ヴラジーミル (Никифоров Владимир)	22-37-33

ロシアの地方都市における自治制度

平成17年9月9日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346



本書は再生紙を使用しています



Council of Local Authorities for
International Relations